

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日決定） 平成 23 年 12 月 7 日一部改正 平成 24 年 3 月 21 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間 ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 81 施策 総合評価方式： 実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式： 内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式： 事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。））、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 23 年 12 月 7 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：22 政策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：4件 (規制) 〔表1-3-ア〕		評価の結果、規制の新設が妥当とされたもの	4	評価の結果を踏まえ、規制の新設を行うこととした	4		
	事業評価方式：15件 (租税特別措置等) 〔表1-3-イ〕		評価の結果、租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当とされたもの	15	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	15		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：21件 〔77施策〕 (成果重視事業1施策含む) 〔表1-3-ウ〕 〔実績評価方式：22件〕 〔表1-3-エ〕	達成・概ね達成	66	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	17		
			未達成	5			概算要求に反映	16
							機構・定員要求に反映	4
							機構要求に反映	1
							定員要求に反映	4
							2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	4
	達成に向けて進展	4	概算要求に反映	4	機構・定員要求に反映	4		
	達成に向けて課題	1		機構要求に反映		2		
				定員要求に反映		4		
				政策の重点化等		3		
		測定不能	1	政策の一部の廃止、休止又は中止	1			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—			

(注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の4政策について評価を実施し、その結果を平成24年2月6日及び3月29日に「地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置に係る規制の事前評価書」、「地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置において届出対象となる面積要件及び届出様式等を定める規制の事前評価書」、「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」及び「総合こども園の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置
2	地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を有償譲渡しようとする場合の届出義務が課せられる土地の面積要件及び届出の様式等を定める規制
3	子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置
4	総合こども園の創設に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表1-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の15政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	金融業務特別地区における税制上の特別措置
2	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例(国税、地方税)
3	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長
4	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(所得税)
5	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業
6	特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例
7	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置
8	国際物流拠点産業集積地域(仮称)における税制上の特例措置
9	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置
10	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
11	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
12	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
13	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
14	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設
15	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表1-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 10 月 24 日に「平成 22 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	市民活動の促進	引き続き推進
2	公文書等の保存及び利用の取組	改善・見直し
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	引き続き推進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	引き続き推進
5	経済財政政策の推進	引き続き推進
6	地域活性化の推進	引き続き推進
7	科学技術政策の推進	引き続き推進
8	防災政策の推進	改善・見直し
9	沖縄政策の推進	改善・見直し
10	共生社会実現のための施策の推進	引き続き推進
11	栄典事務の適切な遂行	引き続き推進
12	男女共同参画社会の形成の促進	改善・見直し
13	食品の安全性の確保	引き続き推進
14	原子力利用の安全確保	引き続き推進
15	公益法人制度改革等の推進	引き続き推進
16	経済社会総合研究の推進	引き続き推進
17	迎賓施設の適切な運営	引き続き推進
18	北方領土問題の解決の促進	引き続き推進
19	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	引き続き推進
21	官民人材交流センターの適切な運営	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 1-4-(3) 参照。
2 No. 16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業 1 施策を含む。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 22 政策を対象として評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

表 1-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	市民活動の促進
2	適正な公文書管理の実施
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
5	経済財政政策の推進
6	地域活性化の推進
7	地域主権改革の推進
8	科学技術政策の推進
9	防災政策の推進
10	沖縄政策の推進
11	共生社会実現のための施策の推進

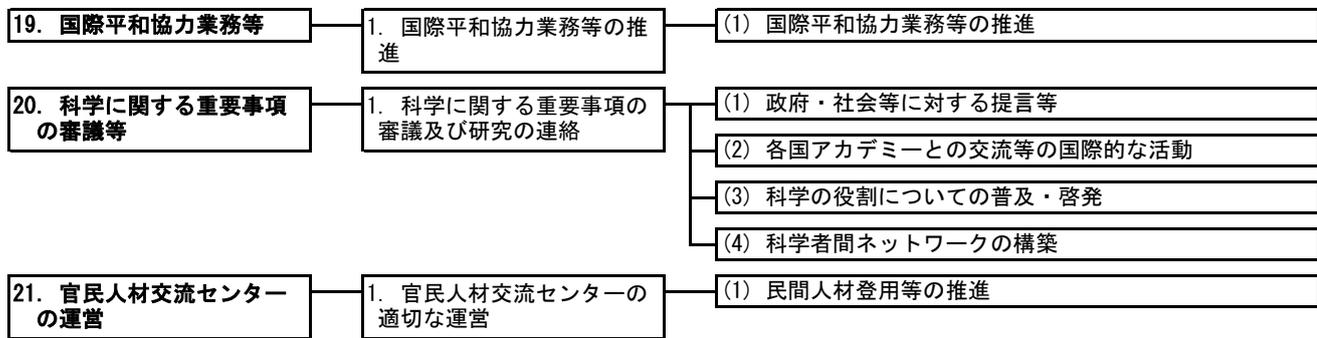
12	栄典事務の適切な遂行
13	男女共同参画社会の形成の促進
14	食品の安全性の確保
15	原子力利用の安全確保
16	公益法人制度改革等の推進
17	経済社会総合研究の推進
18	迎賓施設の適切な運営
19	北方領土問題の解決の促進
20	国際平和協力業務等の推進
21	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
22	官民人材交流センターの適切な運営

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

政策分野	政策	施策
1. 市民活動促進	1. 市民活動の促進	(1) 市民活動の促進
2. 公文書館関連政策	1. 公文書等の保存及び利用の取組	(1) 公文書館制度の推進
3. 政府広報・広聴	1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
4. 遺棄化学兵器廃棄処理	1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収
5. 経済財政政策	1. 経済財政政策の推進	(1) 道州制特区の推進 (2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (3) 対日直接投資の増進 (4) 緊急雇用対策の実施 (5) 企業再生支援機構の監督体制等の整備 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (8) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (9) 「新しい公共」に関する施策の推進 (10) 国内の経済動向の分析 (11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (12) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化政策	1. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 構造改革特区計画の認定 (3) 地域再生計画の認定 (4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (5) 地域再生支援利子補給金の支給 (6) 地域活性化交付金の配分計画の策定
7. 科学技術政策	1. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
8. 防災政策	1. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進
9. 沖縄政策	1. 沖縄政策の推進	(1) 駐留軍用地跡地利用の推進 (2) 沖縄の離島の活性化 (3) 沖縄振興計画の推進に関する調査 (4) 沖縄における産業振興 (5) 沖縄における社会資本等の整備 (6) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (7) 沖縄の戦後処理対策

10. 共生社会政策	1. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）
		(2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
		(3) 子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）
		(4) 子ども・子育て支援、仕事と生活の調和、子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等
		(5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
		(6) 食育に関する調査研究等
		(7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
		(8) 高齢社会対策に関する調査研究・参画促進
		(9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等
		(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
		(11) 障害者施策に関する調査研究・連携推進等
		(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
		(13) 交通安全対策に関する調査研究・人材育成等
		(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
		(15) 犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等
		(16) 自殺対策の総合的推進
		(17) 自殺対策に関する調査研究・人材育成等
		(18) 青年国際交流の推進
11. 栄典事務の遂行	1. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
12. 男女共同参画社会の形成の促進	1. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画施策の総合的推進（男女共同参画基本計画）
		(2) 男女共同参画に関する普及・啓発
		(3) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
		(4) 国際交流・国際協力の促進
		(5) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
		(6) 女性の参画の拡大に向けた取組
13. 食品安全政策	1. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
		(2) 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進
14. 原子力安全確保政策	1. 原子力利用の安全確保	(1) 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行
15. 公益法人制度改革等	1. 公益法人制度改革等の推進	(1) 公益法人制度改革等の推進
16. 経済社会総合研究	1. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
		(2) 国民経済計算
		(3) 人材育成、能力開発
		(4) 経済財政政策関係業務システムの最適化（成果重視事業）
17. 迎賓施設の運営	1. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な管理・運営
18. 北方領土問題の解決の促進	1. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進



(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h23/taiou_h23.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定） 平成21年8月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成23年度宮内庁政策評価実施計画（平成23年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	事業評価方式：2件 〔表2-3-ア〕	必要性、有効性、効率性が認められる	2	評価結果を踏まえ、引き続き推進することとした 【引き続き推進】	2
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 2－3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 8 月 31 日に「事業評価書（事後評価）」として公表。

表 2－3－ア 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	宮内庁の広報活動の推進	引き続き推進
2	I Tを活用した正倉院宝物の紹介	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 2－4－(1) 参照。

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 23 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 23 年 3 月 30 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：7 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：7件 〔表3-3-ア〕 ≪実績評価方式：1件≫ 〔表3-3-イ〕	これまでの取組を引き続き進める	7 ≪1≫	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	
					【引き続き推進】	
					概算要求に反映	7 ≪1≫
					機構・定員要求に反映	3
					機構要求に反映	1
定員要求に反映	3					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) ≪ ≫ は、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成 23 年 3 月 30 日に公表し、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の7施策を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成23年10月5日に公表。

表3-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策1 独占禁止法違反行為に対する措置等		
1	企業結合の迅速かつ的確な審査	引き続き推進
2	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	引き続き推進
施策2 下請法違反行為に対する措置等		
3	取引慣行等の適正化	引き続き推進
4	下請法の的確な運用	引き続き推進
施策3 競争政策の広報・広聴活動等		
5	競争政策の広報・広聴	引き続き推進
6	海外の競争当局等との連携の推進	引き続き推進
7	競争的な市場環境の創出	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表3-4-(1)参照。

(2) 以下の1施策は、「平成22年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成23年3月30日に公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として24年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-イ 実績評価方式により平成22年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	審判手続	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表3-4-(2)参照。

別表

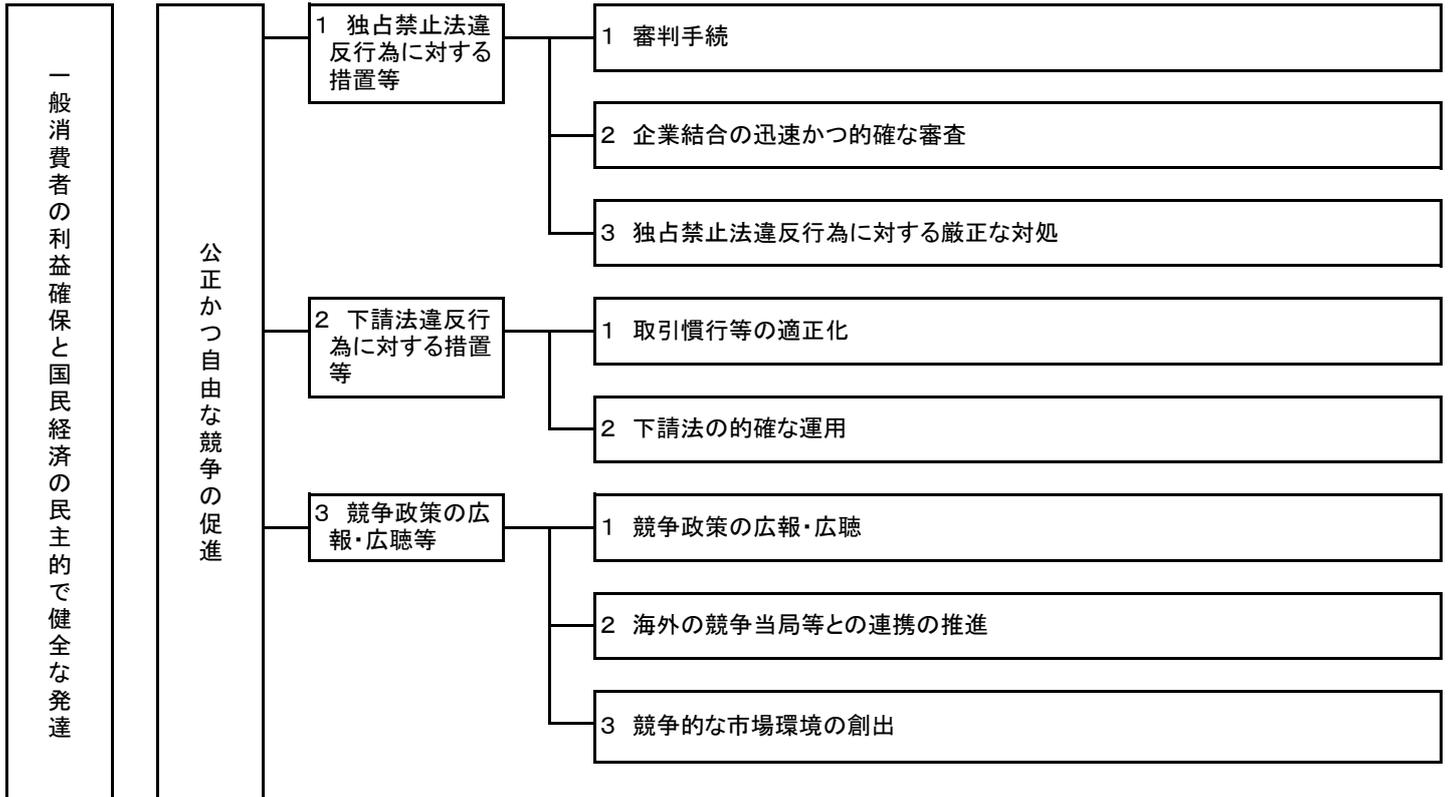
政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan24.pdf>)参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定） 平成22年3月18日改訂 平成22年7月8日改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年1月1日から24年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：17政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下、「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトに国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成23年度政策評価の実施に関する計画（平成23年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成22年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成23年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価を実施（24年度に評

		価書を作成)。 ○ 事業評価：2つの事業及び11の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と29の業績目標について定めた「平成23年度実績評価計画書」（平成23年3月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：7件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥当	7	評価結果を踏まえ、新規規制を内容の一部とする改正法案を国会へ提出	7	
	事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表4-3-イ〕	必要性等は認められる	3	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	3	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：29件 〔表4-3-ウ〕	達成	6	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】 概算要求に反映 27 機構・定員要求に反映 18 機構要求に反映 4 定員要求に反映 18	29
		{7の基本目標と29の業績目標} 〔表4-3-エ〕	おおむね達成	20		
			達成が十分とは言い難い	3		
			総合評価方式：1つの行政課題 〔表4-3-オ〕	これまでの取組を引き続き進める		
	事業評価方式：11件 (規制) 〔表4-3-カ〕	新設された規制は妥当	11	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	11	
	事業評価方式：2件 (事業) 〔表4-3-キ〕	これまでの取組を引き続き進める	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	2	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の7政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年2月21日及び2月28日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正	
1	識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正	
2	暴力的要求行為として規制する行為の追加
3	準暴力的要求行為の規制の拡大
4	対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置
5	賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加
6	縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止
7	暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表4-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）
2	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）
3	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表4-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と29の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成23年7月21日に「平成22年度実績評価書」として公表。

表 4-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進

5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保		
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持		
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実		
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標7 安心できるIT社会の実現		
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表4-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と29の業績目標について評価を実施中（平成24年度中に公表予定）。

表4-3-エ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

11	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 1 つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「総合評価書 振り込め詐欺対策の推進」として公表。

表 4-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	振り込め詐欺対策の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 4-4-(4) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 11 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制」、「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制」及び「事業評価書 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制」として公表。

表 4-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制		
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加	引き続き推進

2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け	引き続き推進
3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務	引き続き推進
4	派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加	引き続き推進
5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用	引き続き推進
6	警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加	引き続き推進
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止	引き続き推進
8	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止	引き続き推進
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制		
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加	引き続き推進
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制		
10	準空気銃の所持の禁止	引き続き推進
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表 4-4-(5) 参照。

- （5）事業評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 2 つの事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」及び「事業評価書 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」として公表。

表 4-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	引き続き推進
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表 4-4-(6) 参照。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺(恐喝)の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進 6 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h23_seisaku_yosan.pdf)参照

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定） 平成22年3月31日一部改正 平成22年8月24日一部改正 平成23年6月24日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 (1) 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） (2) 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） (3) 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） (4) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（(1)を除く） (5) (1)に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、租税特別措置等に係るガイドライン等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成23年度金融庁政策評価実施計画（平成23年6月24日策定） 平成23年9月30日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：24施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成23年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成23年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3	該当する政策なし

	号に区分されるもの)	
--	------------	--

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数						
事前評価	事業評価方式：15件 (規制) 〔表5-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	15	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した（提出する予定）	7						
				2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正した（改正する予定）	8						
	事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表5-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	4	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った							
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	9					
					【引き続き推進】						
					概算要求に反映		6				
					機構・定員要求に反映		6				
					機構要求に反映		5				
					定員要求に反映		5				
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）		15	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	15	【改善・見直し】	
										概算要求に反映	9
										機構・定員要求に反映	5
										機構要求に反映	4
定員要求に反映	5										
事業評価方式：2件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-オ〕	取組を引き続き推進 実施は妥当	1	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）		1					
				【引き続き推進】							
事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表5-3-カ〕	取組を引き続き推進	3	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）		3					
				【引き続き推進】							
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—		—					
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—						
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—								

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の15政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年6月24日、7月8日、8月30日、11月4日、24年1月6日、1月13日、1月26日、3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公募増資に係る空売り規制
2	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の見直し
3	不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化
4	プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
5	学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外
6	一般法人化した一定の旧特例民法法人に対する貸金業法上の適用除外の延長
7	保険業法の適用除外に係る規制の見直し
8	公認会計士資格取得の要件となる実務従事の対象の拡充
9	外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し
10	同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託
11	保険契約の移転に係る規制のあり方を見直し
12	保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃
13	「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備
14	店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の利用の義務付け
15	インサイダー取引規制の見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表5-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	自動発注サーバに係る非課税措置の創設
2	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
3	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入
4	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表5-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の24施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度実績評価書」として公表。

表5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保		
施策目標1 金融機関が健全に経営されていること		
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	改善・見直し
施策目標2 金融システムの安定が確保されていること		
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援	引き続き推進
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護		
施策目標1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること		
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	改善・見直し
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	改善・見直し
施策目標2 公正、透明な市場を確立し維持すること		
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	引き続き推進
14	公認会計士監査の充実・強化	改善・見直し
基本目標Ⅲ 円滑な金融等		
施策目標1 活力のある市場を構築すること		
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着	改善・見直し
16	決済システム等の整備・定着	引き続き推進
17	専門性の高い人材の育成等	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	改善・見直し
施策目標2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること		
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着	改善・見直し
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	引き続き推進
施策目標3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること		
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
（業務支援基盤整備に係る施策）		
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
24	専門性の高い調査研究分析の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保	
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること	
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること	
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支援、自らも展開する金融業の支援
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護	
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること	
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保
14	公認会計士監査の充実・強化
基本目標Ⅲ 円滑な金融等	
施策目標 1 活力のある市場を構築すること	
15	多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備
16	決済システム等の整備・定着
17	専門性の高い人材の育成等
18	個人投資家の参加拡大
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上
(業務支援基盤整備に係る施策)	
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施
23	行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進
24	専門性の高い調査研究分析の実施

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 23 年度に効果が発現する事業のうち以下の 1 事業及び以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築	—
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(4)参照。
2 No.1は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成23年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表5-3-カ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

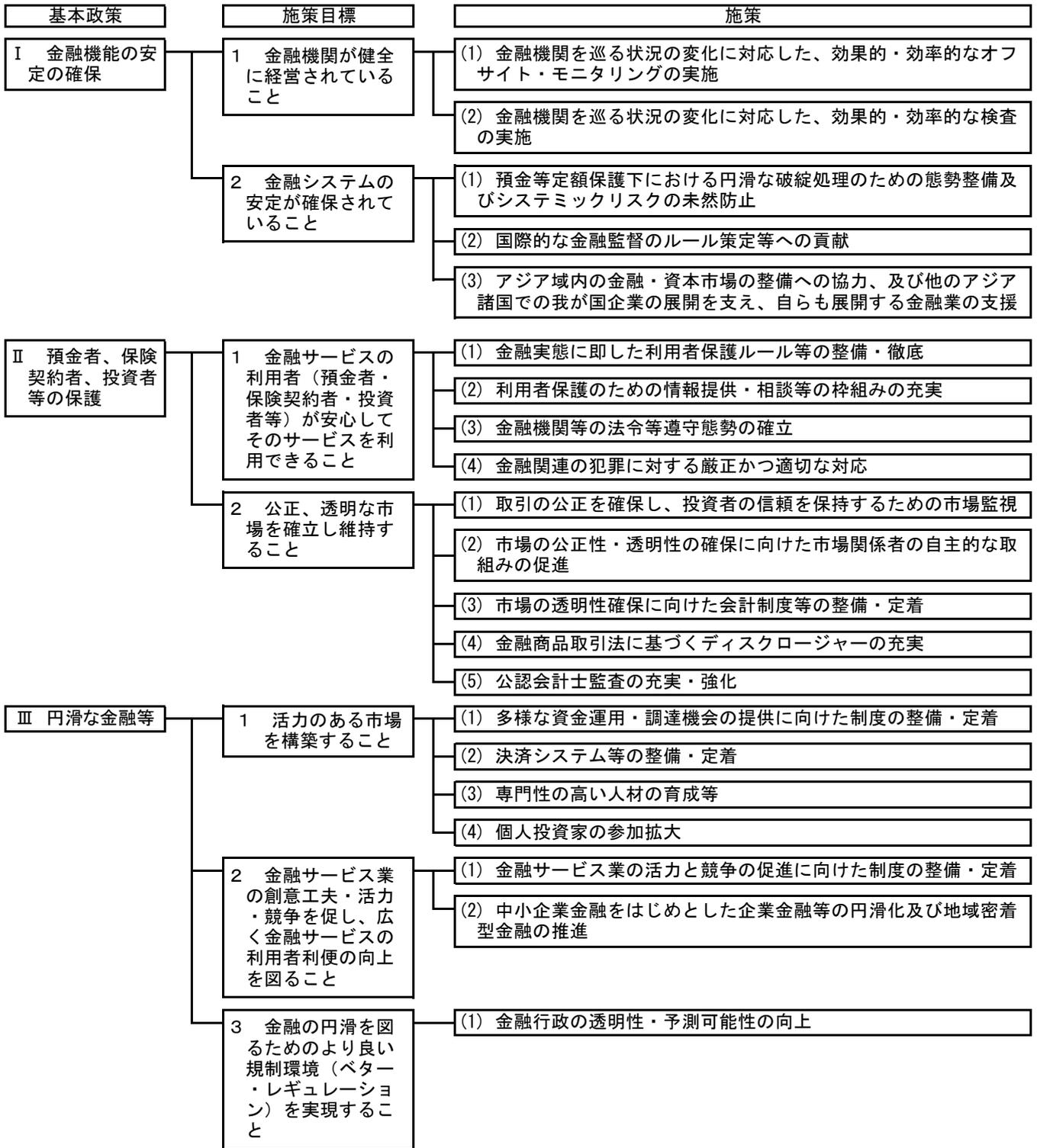
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	引き続き推進
2	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構)	引き続き推進
3	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(5)参照。

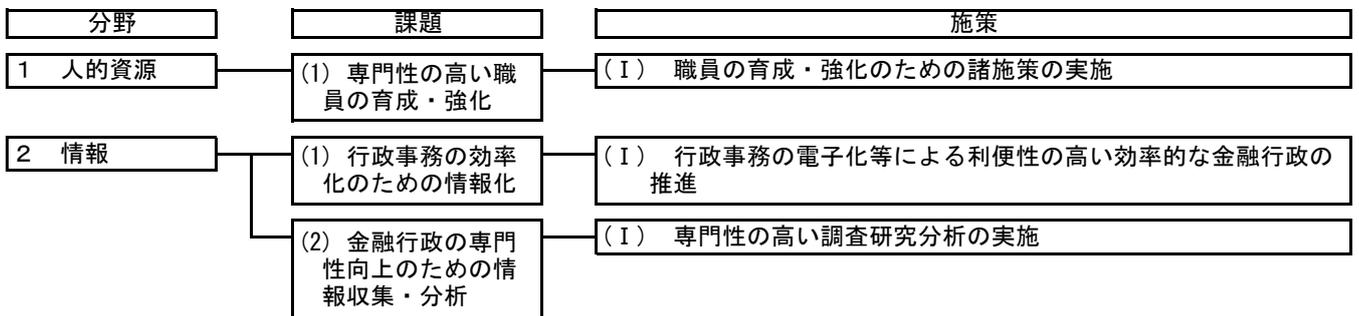
別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(業務支援基盤整備に係る施策)



(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku23.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日決定） 平成22年10月7日一部改正、平成23年11月4日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成23年度消費者庁政策評価実施計画（平成23年11月18日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：12施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価		事業評価方式：3件 (規制) 〔表6-3-ア〕	本規制案は、便益が費用を上回り、他の代替案に比べ便益が最も大きくなるため、妥当といえる。	3	評価結果を踏まえ、評価対象政策を盛り込んだ法案を国会に提出した	3
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：10件 〔表6-3-イ〕 {実績評価方式：12件} 〔表6-3-ウ〕	各施策とも進捗があったものと評価できる。	10	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2
					概算要求に反映	2
					機構・定員要求に反映	2
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	2
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	8
概算要求に反映	7					
機構・定員要求に反映	4					
機構要求に反映	2					
定員要求に反映	4					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年2月14日及び3月2日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	消費者安全法の一部を改正する法律案
1	消費者安全調査委員会（仮称）の設置
2	財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化
	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案
3	貴金属等の訪問購入に関する規制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表6-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成22年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成22年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表6-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	改善・見直し
2	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進	改善・見直し
3	個人情報保護に関する施策の推進	改善・見直し
4	財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供	改善・見直し
5	地方消費者行政の推進	引き続き推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進	改善・見直し
7	消費者取引対策の推進	引き続き推進
8	物価対策の推進	改善・見直し
9	消費者表示対策の推進	改善・見直し
10	食品表示対策の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表6-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の12施策を対象として評価を実施中（平成24年8月公表予定）。

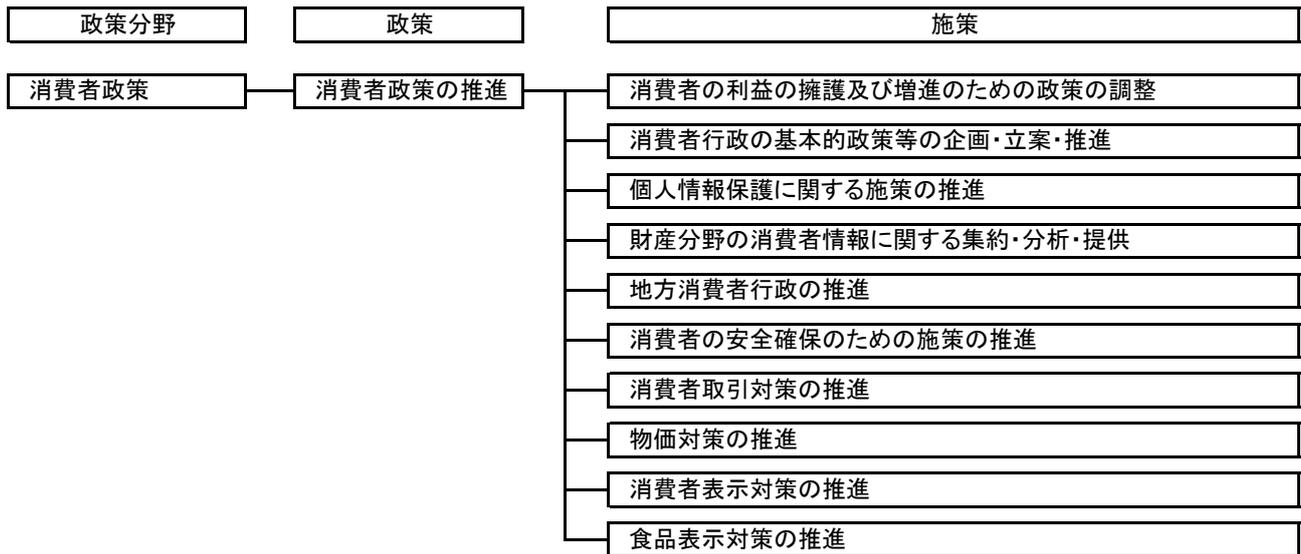
表6-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	消費者政策の調整
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
5	個人情報保護に関する施策の推進
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
7	物価対策の推進
8	地方消費者行政の推進
9	消費者の安全確保のための施策の推進
10	消費者取引対策の推進
11	消費者表示対策の推進
12	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/23seisakuyosan.pdf> 参照

復興庁

《復興庁》

表 7-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	—	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	—
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	—
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	—

表 7-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 7-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

総務省

《総務省》

表 8 - 1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正 平成22年3月30日改正 平成23年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成23年度総務省政策評価実施計画（平成23年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策（その他に成果重視事業6件）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：12件 (研究開発課題) 〔表 8-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	12	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	12	
				概算要求に反映	12	
	事業評価方式：12件 (規制) 〔表 8-3-イ〕	必要性等が認められる	12	評価結果を踏まえ、法令等に反映	12	
	事業評価方式：9件 (租税特別措置等) 〔表 8-3-ウ〕	必要性等が認められる	9	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	9	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 〔表 8-3-エ〕	着実に取組効果が現れていることが認められる	20	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	14
					概算要求に反映	14
					機構・定員要求に反映	5
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	5
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	6
					概算要求に反映	6
					機構・定員要求に反映	2
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	2
政策の重点化等	2					
政策の一部の廃止、休止又は中止	1					
	事業評価方式：7件 〔表 8-3-オ〕	有効性・効率性等が認められる	7	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	7	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 8-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度予算概算要求を行う以下の 12 の研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 29 日に「平成 23 年度事前事業評価書」として公表。

表 8-3-ア 個別研究開発課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発
2	電磁波エネルギー回収技術の研究開発
3	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発
4	「モノのインターネット」時代の通信規格実証事業
5	先進的 ICT 国際標準化推進事業
6	次世代衛星放送システムのための周波数有効利用促進技術の研究開発
7	災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発
8	ミリ波帯ワイヤレスアクセスネットワーク構築のための周波数高度利用技術の研究開発
9	複数周波数帯の動的利用による周波数有効利用技術の研究開発
10	マルチバンド・マルチモード対応センサー無線通信基盤技術の研究開発
11	90GHz 帯リニアセルによる高精度イメージング技術の研究開発
12	利用環境の変化に応じた電波資源拡大のための研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 8-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 12 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 10 月 20 日、24 年 2 月 21 日、3 月 2 日、3 月 9 日及び 3 月 23 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 8-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	危険物の追加
2	エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準
3	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準
4	消防活動阻害物質の追加
5	第二種指定電気通信設備の指定の基準値の変更
6	共同防火・防災管理制度の整備
7	火災の調査に関する制度の整備
8	検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収等の命令権の創設
9	自主表示対象機械器具等の検査体制の整備
10	電気通信業務用基地局の開設計画の認定を受ける者を入札又は競りにより決定する制度整備
11	蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例基準
12	予防規程に定めなければならない事項の追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 8-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の9の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成23年度政策評価書（租税特別措置等に係る政策の事前評価書）」として公表。

表8-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	通信・放送システム災害対策促進税制の創設【国税】
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）【国税】
3	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置【地方税】
4	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）【国税】
5	中小企業投資促進税制の拡充・延長【地方税】
6	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【国税】
7	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長【地方税】
8	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【国税】
9	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【地方税】

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表8-4-(3)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の20政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成23年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表8-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	適正な行政管理の実施	引き続き推進
3	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し
4	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	引き続き推進
5	地域力創造	引き続き推進
6	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
7	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
8	選挙制度等の適切な運用	引き続き推進
9	電子政府・電子自治体の推進	改善・見直し
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	改善・見直し
11	情報通信技術高度利活用の推進	引き続き推進
12	ユビキタスネットワークの整備	改善・見直し
13	情報通信技術利用環境の整備	引き続き推進
14	電波利用料財源電波監視等の実施	引き続き推進
15	ICT分野における国際戦略の推進	引き続き推進
16	郵政行政の推進	改善・見直し
17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	引き続き推進
18	恩給行政の推進	引き続き推進
19	公的統計の体系的な整備・提供	引き続き推進
20	消防防災体制の充実強化	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表8-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、以下の7政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成23年度事後事業評価書」として公表。

表8-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策(終了後)

No.	評価対象政策
1	超高速光伝送システム技術の研究開発
2	ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発
3	グリーンネットワーク基盤技術の研究開発
4	スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行
5	情報漏えい対策技術の研究開発
6	次世代バックボーンに関する研究開発
7	セキュアクラウドネットワーキング技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表8-4-(5)参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等
	5 地域力創造
	6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 ユビキタスネットワークの整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000099725.pdf)参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 9 - 1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成23年3月22日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成23年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成23年3月22日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（4目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：4件 〔表9-3-ア〕 〔実績評価方式：4件〕 〔表9-3-イ〕	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	4
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—
					概算要求に反映	4

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 9-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策（4 目標）を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 5 日に「行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく評価書（平成 22 年度事後評価書）」として公表。

表 9-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行		
政策 1 公害紛争の処理		
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	引き続き推進
政策 2 土地利用の調整		
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整	引き続き推進
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 9-4-(1) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

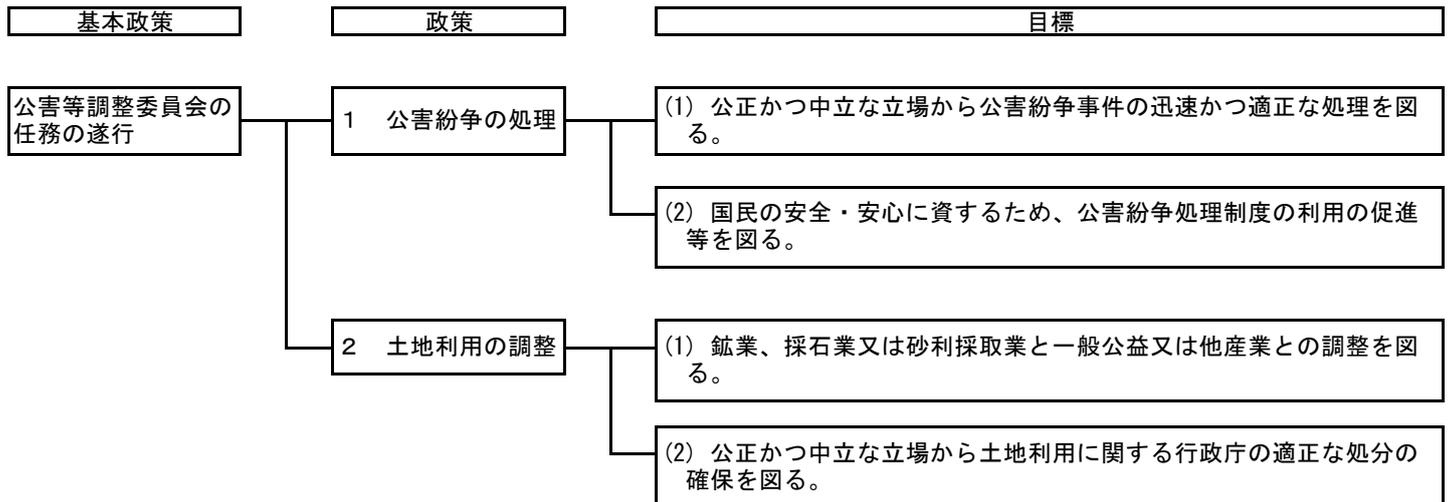
実績評価方式を用いて、「平成 23 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策（4 目標）を対象に評価を実施中（平成 24 年 9 月公表予定）。

表 9-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
政策 1 公害紛争の処理	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
政策 2 土地利用の調整	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000099725.pdf)参照

法務省

《法務省》

表 10-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象を選定して行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成24年3月12日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：4施策 ○ 実績評価：7施策 2 成果重視事業 ○ 総合評価：4施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分さ	該当する政策なし

	れるもの)	
--	-------	--

表 10-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：5件 〔表10-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	5 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映 5	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：8件 (成果重視事業1件含む) 〔表10-3-イ〕 {実績評価方式：9件} (成果重視事業2件含む) 〔表10-3-ウ、エ〕	そのまま継続が妥当	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 7 機構・定員要求に反映 2 機構要求に反映 1 定員要求に反映 1
				2	2 既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する
				2	2 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 2
				1	1 所期の成果を得ることができた 今後と同様の結果が得られるよう努める
				1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 2
				1	1 今後と同様の結果が得られるよう努める
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の5事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成23年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究）
2	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事）
4	施設の整備（山形法務総合庁舎新営工事）
5	施設の整備（国際法務総合センター（仮称）整備事業）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	引き続き推進
3	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
4	医療観察対象者の社会復帰	引き続き推進
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	引き続き推進
6	債権管理回収業の審査監督	引き続き推進
7	法務行政における国際協力の推進	引き続き推進
8	地図管理業務・システムの最適化事業（成果重視事業）	—

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び2つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表 10-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	法教育の推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営
3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
4	保護観察対象者等の改善更生
5	医療観察対象者の社会復帰
6	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
7	法務行政における国際協力の推進

(注) 平成24年8月に公表予定。

表 10-3-エ 実績評価方式により事後評価中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
	〔Ⅲ-9-(1)〕
1	登記情報システム再構築事業
	〔Ⅴ-12-(1)〕
2	出入国管理業務の業務・システムの最適化

(注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
2 No.1は平成24年8月、No.2は26年8月に公表予定。

- (3) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	人権の擁護	引き続き推進
2	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(3)参照。

- (4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の4施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-カ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	人権の擁護
3	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
4	出入国の公正な管理

(注) No.1は平成27年8月、No.2～3は24年8月、No.4は25年8月に公表予定。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後）

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 10-4-(4) 参照。
 2 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

(6) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 事業等を対象として評価を実施中。

表 10-3-ク 事業評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）
2	法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事）
4	施設の整備（苫小牧法務総合庁舎整備事業）

- (注) 1 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
 2 平成 24 年 8 月に公表予定。

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の促進 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000064944.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 11-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 23 年 4 月 4 日策定） 平成 23 年 12 月 19 日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 20 の施策（2 成果重視事業を含む） ○ 49 の具体的施策（3 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助 5 案件 ○ 未了：政府開発援助 14 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	政府開発援助：58件 〔表 11-3-ア、イ〕 《政府開発援助：19件》 〔表 11-3-ウ〕	実施が妥当	58 《19》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	58 《19》	概算要求に反映	36 《19》	
						事業評価方式：1件（規制） 〔表 11-3-エ〕	規制は適切	1
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表 11-3-オ〕 {総合評価方式：20件} 〔表 11-3-カ〕	目標の達成に向けて相当な進展があった	10	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	概算要求に反映	5
							機構・定員要求に反映	5
							機構要求に反映	1
							定員要求に反映	5
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：2件 〔表 11-3-キ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	中止が妥当	1	
								中止が妥当
		未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：16件 〔表 11-3-ク〕	継続が妥当	16	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	16	
								その他の政策 （法第7条第2項第3号）

（注） 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成 22 年度に評価結果が公表され、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 11-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成23年4月13日、6月16日、6月30日、7月28日、8月18日、8月31日、9月14日、11月30日、12月16日、24年1月13日、2月29日、3月12日及び3月29日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「カッサラ市給水緊急改善計画」(スーダン共和国)
2	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
3	「アムハラ州中学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
4	「国道一号線アワシユ橋架け替え計画」(エチオピア連邦民主共和国)
5	「南部地域給水改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
6	「ベシオ港拡張計画」(キリバス共和国)
7	「ウランバートル市水供給改善計画」(モンゴル国)
8	「首都圏地滑り防止計画」(ホンジュラス共和国)
9	「マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画」(ニカラグア共和国)
10	「ルサカ南部地域居住環境改善計画」(ザンビア共和国)
11	「ンドラ市上水道改善計画」(ザンビア共和国)
12	「キンシャサ保健人材センター整備計画」(コンゴ民主共和国)
13	「サイクロン災害復興支援計画」(ブータン王国)
14	「国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画」(ラオス人民民主共和国)
15	「ビエンチャン国際空港拡張計画」(ラオス人民民主共和国)
16	「第四次小学校建設計画」(マリ共和国)
17	「ブルイット排水機場緊急改修計画」(インドネシア共和国)
18	「コンセブシオン市、ピラール市給水システム改善計画」(パラグアイ共和国)
19	「マンムナイ橋梁建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
20	「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」(タンザニア連合共和国・ルワンダ共和国)(2件)
21	「カブール県及びバーミヤン県灌漑施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
22	「第二次クルガンチュベードウスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
23	「中央高地3県における学校建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
24	「ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画」(ウガンダ共和国)
25	「カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
26	「カブール市東西幹線道路等整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
27	「バーミヤン空港改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
28	「第二次農地改革地域橋梁整備計画」(フィリピン共和国)
29	「第二次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(1)参照。
なお、平成24年度予算要求までに公表したNo.1~20については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成23年5月19日、6月8日、6月16日、7月28日、8月18日、8月31日、11月4日、11月30日、24年2月1日、2月29日、3月29日及び3月30日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「パドマ多目的橋建設計画」（バングラデシュ人民共和国）
2	「クルナ水供給計画」（バングラデシュ人民共和国）
3	「アンドラ・プラデシュ州農村部高圧配電網整備計画」（インド）
4	「バンガロール・メトロ建設計画（第二期）」（インド）
5	「ビハール州国道整備計画」（インド）
6	「マディヤ・プラデシュ州送電網整備計画」（インド）
7	「ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（フェーズ2）」（インド）
8	「中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ2）」（インド）
9	「新・再生可能エネルギー支援計画」（インド）
10	「南北高速道路建設計画（ダナンークアンガイ間）（第一期）」（ベトナム社会主義共和国）
11	「南北高速道路建設計画（ホーチミンーゾーザイ間）（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
12	「サンパウロ州無収水対策計画」（ブラジル）
13	「ベレン都市圏幹線バスシステム計画」（ブラジル）
14	「フェズ・メクネス地域上水道整備計画」（モロッコ王国）
15	「地熱開発促進プログラム」（インドネシア共和国）
16	「ギソン火力発電所建設計画（第三期）」（ベトナム社会主義共和国）
17	「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画」（セルビア共和国）
18	「ガベスーメドニン間マグレブ横断道路整備計画」（チュニジア共和国）
19	「カルシーテルメズ鉄道電化計画」（ウズベキスタン共和国）
20	「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画」（エジプト・アラブ共和国）
21	「バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）」（スリランカ民主社会主義共和国）
22	「デリー高速輸送システム建設計画フェーズ3」（インド）
23	「中部ルソン接続高速道路計画」（フィリピン共和国）
24	「ホアラック科学技術都市振興計画（第一期）」（ベトナム社会主義共和国）
25	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
26	「ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンティン〜スオイティエン間（1号線））（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
27	「国道3号線道路ネットワーク整備計画（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
28	「第二期南部ビンズオン省水環境改善計画」（ベトナム社会主義共和国）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表11-4-(2)参照。
 なお、平成24年度予算要求までに公表したNo.1～15については、予算要求に反映。

（3）以下の19案件（無償資金協力12、有償資金協力7）は、平成22年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成24年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 11-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成22年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「カブール国際空港誘導路改修計画」（アフガニスタン・イスラム共和国）
2	「カブール県及びパーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画」（アフガニスタン・イスラム共和国）
3	「ナイロビ西部環状道路建設計画」（ケニア共和国）
4	「東部州5橋架け替え計画」（スリランカ民主社会主義共和国）

5	「感染症病院建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「オエクシ港緊急改修計画」(東ティモール民主共和国)
7	「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(パレスチナ自治区)
8	「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画」(セネガル共和国)
9	「中等教育改善計画」(スワジランド王国)
10	「第三次プノンペン市洪水防衛・排水改善計画」(カンボジア王国)
11	「地方州都における配水管改修及び拡張計画」(カンボジア王国)
12	「中等学校建設・施設改善計画」(レソト王国)
有償資金協力	
13	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(Ⅱ)」(タイ王国)
14	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
15	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「ギソン火力発電所建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「道路改良・保全計画」(フィリピン共和国)
18	「ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画(Ⅲ)」(インド)
19	「大コロンボ圏都市交通整備計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表11-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局(外務大臣)への提供義務の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月29日に「平成23年度外務省政策評価書(平成22年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表11-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	引き続き推進
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	引き続き推進
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し

11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、I T広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びI Tを活用した業務改革	引き続き推進
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表11-4-(5)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成24年度(平成23年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る20の施策を対象として評価を実施中。

表11-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
11	海外広報、文化交流
12	報道対策、国内広報、I T広報
13	領事業務の充実
14	外交実施体制の整備・強化
15	外交通信基盤の整備・拡充及びI Tを活用した業務改革
16	経済協力
17	地球規模の諸問題への取組
18	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
20	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手(法第7条第2項第2号イ)の2案件を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月29日に「平成23年度外務省政策評価書(平成22年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表 11-3-キ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「カモジャン地熱発電所拡張計画（E/S）」（インドネシア）	引き続き推進
2	「ビジャカパトナム港拡張計画（E/S）」（インド）	廃止、休止、中止

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 11-4-(6) 参照。

2 平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号イとして 8 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 2 案件を評価している。

(4) 「平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 16 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 8 月 29 日に「平成 23 年度外務省政策評価書（平成 22 年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表 11-3-ク 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「スービック港湾開発計画」（フィリピン）	引き続き推進
2	「地方都市上下水道整備計画（Ⅱ）」（ペルー）	引き続き推進
3	「リマ首都圏周辺居住域衛生改善計画」（ペルー）	引き続き推進
4	「第 7 次バンコク上水道整備計画（Ⅱ）」（タイ）	引き続き推進
5	「首都圏通勤線電化計画」（チュニジア）	引き続き推進
6	「水資源開発セクターローン（Ⅱ）」（インドネシア）	引き続き推進
7	「海事訓練学校整備計画」（インドネシア）	引き続き推進
8	「ジャワ幹線鉄道電化・複々線化計画（第 1 期）」（インドネシア）	引き続き推進
9	「地方道路網整備計画（Ⅲ）」（フィリピン）	引き続き推進
10	「カトゥビグ農業総合開発計画」（フィリピン）	引き続き推進
11	「ホーチミン市水環境改善計画（Ⅰ）」（ベトナム）	引き続き推進
12	「国道 1 号線バイパス道路整備計画」（ベトナム）	引き続き推進
13	「クーロン（カントー）橋建設計画」（ベトナム）	引き続き推進
14	「山東省泰安揚水発電所建設計画」（中国）	引き続き推進
15	「瀋陽環境整備計画（2）」（中国）	引き続き推進
16	「メラムチ給水計画」（ネパール）	引き続き推進

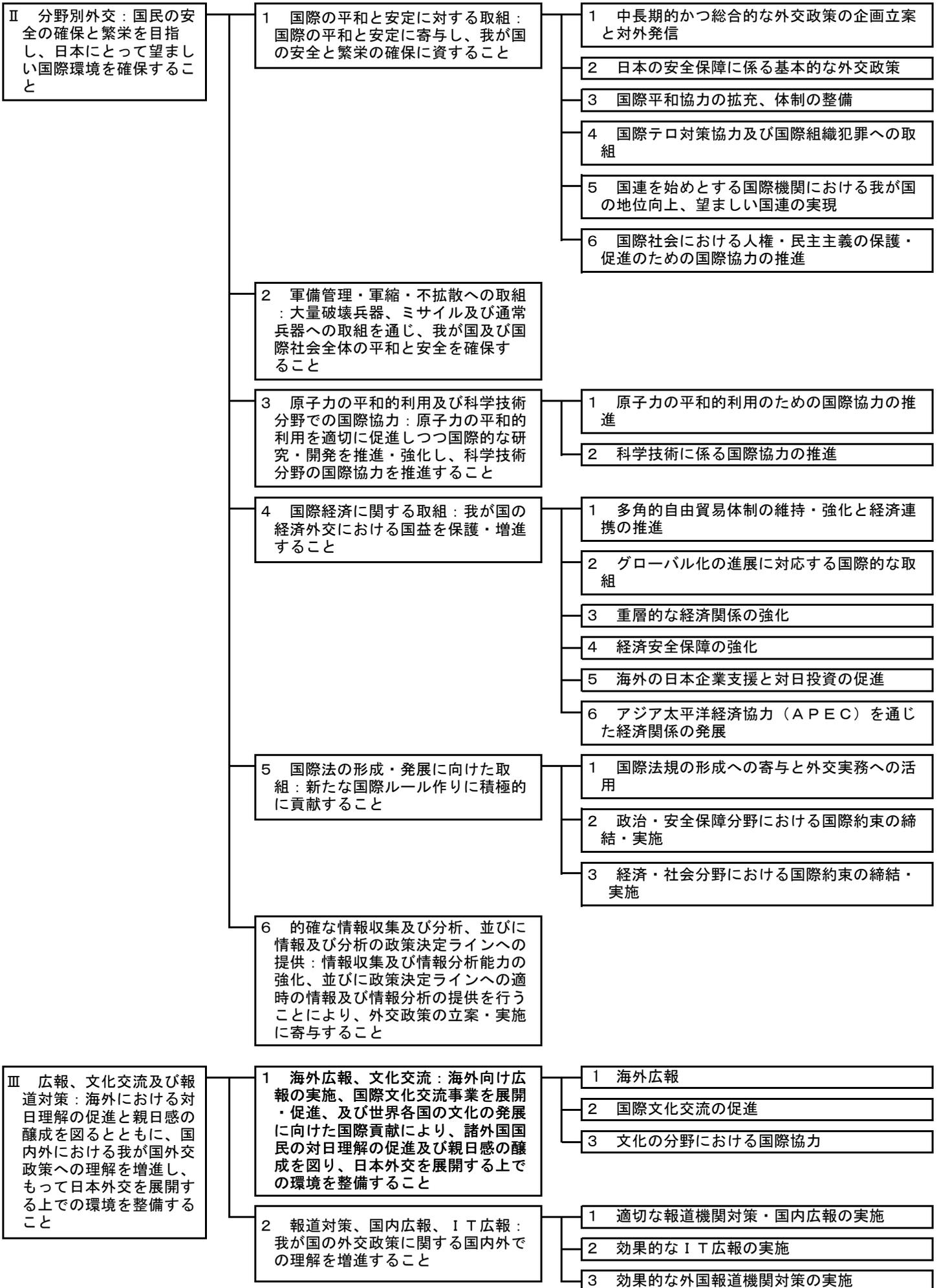
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 11-4-(7) 参照。

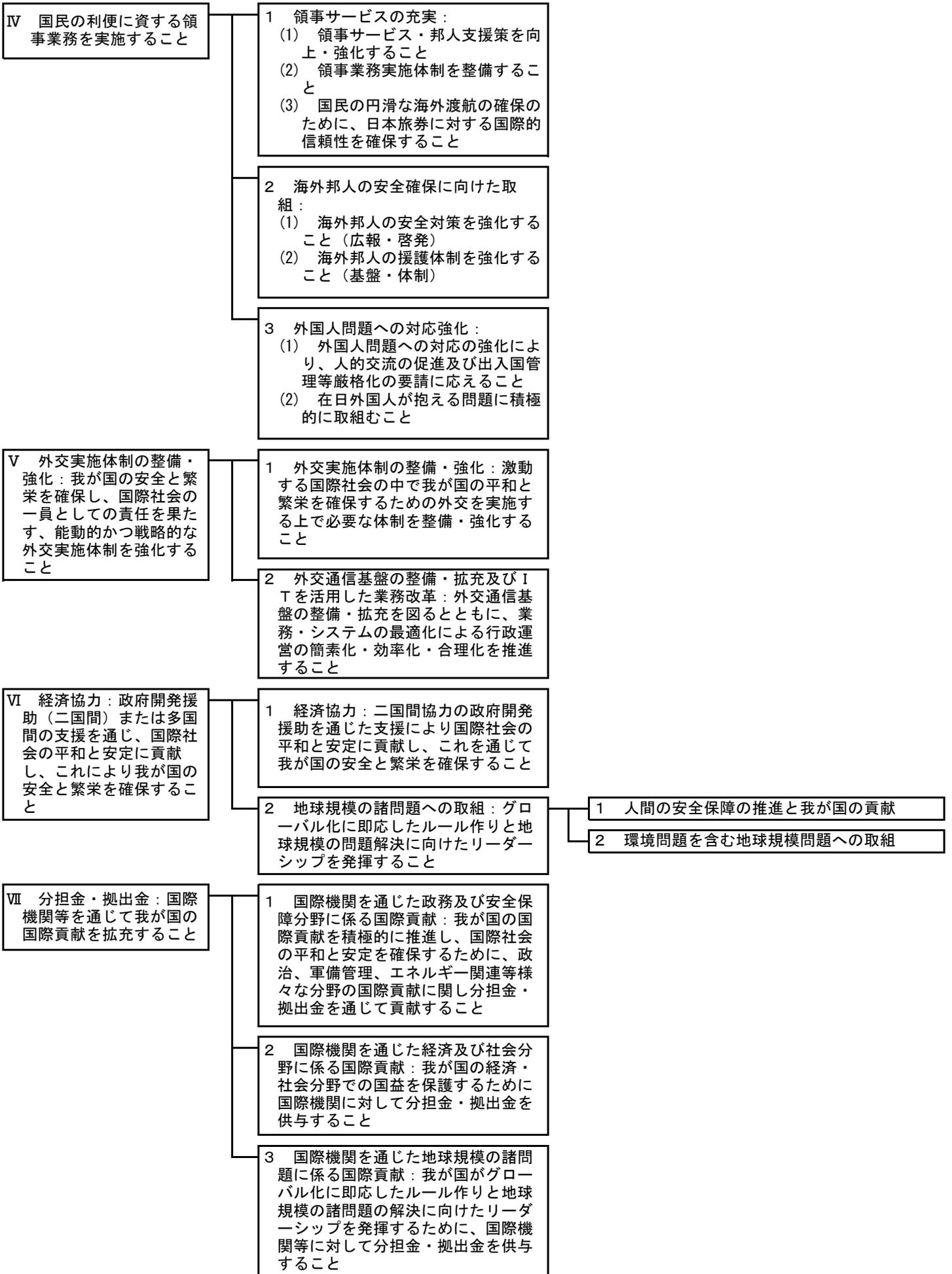
2 平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 24 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 16 案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
<p>I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること</p>	<p>1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体」構想を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること</p>	<p>1 東アジアにおける地域協力の強化</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進</p> <p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化</p> <p>7 南西アジア諸国との友好関係の強化</p> <p>8 大洋州地域諸国との友好関係の強化</p>
	<p>2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること</p>	<p>1 北米諸国との政治分野での協力推進</p> <p>2 北米諸国との経済分野での協力推進</p> <p>3 米国との安全保障分野での協力推進</p>
	<p>3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること</p>	<p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p>
	<p>4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること</p>	<p>1 欧州地域との総合的な関係強化</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</p>
	<p>5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること</p>	<p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</p> <p>2 中東諸国との関係の強化</p>
	<p>6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること</p>	<p>1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p>





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省

〈財務省〉

表 12-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂 平成22年6月29日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成23年度政策評価の実施に関する計画（平成23年3月31日策定） 平成23年6月改訂 平成24年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6 総合目標 25 政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 12-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数				
事前評価		事業評価方式： 1件 (租税特別措置等) 〔表12-3-ア〕	必要性等、有効性等、相当性が認められる		1	評価結果を踏まえ、税制改正要望に反映	1		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 31件 〔表12-3-イ〕 {実績評価方式：31件} 〔表12-3-ウ〕	1 目標の達成度	・A (達成に向けて相当の進展があった)	16	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 概算要求に反映	30		
				・B (達成に向けて進展があった)	12				
				・C (達成に向けて一部の進展にとどまった)	3			機構・定員要求に反映	6
								機構要求に反映	6
								定員要求に反映	5
			2 事務運営のプロセス	・適切であった	21			2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1
				・有効であった	21				
				・効率的であった	18				
				・おおむね適切であった	10				
・おおむね有効であった	10								
・おおむね効率的であった	13								
3 結果の分析	・的確に行われている	2							
	・おおむね的確に行われている	29							
4 政策の改善策の提言	・有益な提言がなされている	23							
	・提言がなされている	8							
5 政策評価の改善策の提言	・有益な提言がなされている	1							
	・提言がなされている	8							
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—			
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—			

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 12-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 10 月 14 日に「平成 23 年度租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表 12-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 12-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。実績評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 6 月 28 日に、「平成 22 年度政策評価書」として公表。

表 12-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること		
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う	改善・見直し
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	引き続き推進
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する	引き続き推進
6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る	引き続き推進

	観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	
政策目標 1 健全な財政の確保		
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	引き続き推進
政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現		
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築	引き続き推進
政策目標 3 国の資産・負債の適正な管理		
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	引き続き推進
政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持		
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	引き続き推進
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展		
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	引き続き推進
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進		
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	引き続き推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）		
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表12-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施中（平成 24 年 6 月公表予定）。

表 12-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
	総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長及び社会保障改革とともに財政健全化を推進し、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化

	目標達成に向け、着実に財政状況の改善が図られるよう、歳入・歳出両面において最大限の努力を行う
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う 2 厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む 3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む 4 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う 5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する 6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	健全な財政の確保
	<ol style="list-style-type: none"> 1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 2 必要な歳入の確保 3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	適正かつ公平な課税の実現
	<ol style="list-style-type: none"> 1 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築
政策目標3	国の資産・負債の適正な管理
	<ol style="list-style-type: none"> 1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底 3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2011_budget/index.htm 参照

文部科学省

《文部科学省》

表 13-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日決定） 平成22年3月31日改定 平成23年3月31日改定 平成24年3月30日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令（平成13年政令第323号）第3条第1～5号に掲げられた政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。 この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</p> <p>なお、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づいて事業評価を実施するものとする。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、平成22年度税制改正大綱において、「政策評価を厳格に行うこと」とされたことを踏まえ、法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置を対象として、その要望ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融資に関する事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融資、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。 総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成23年度文部科学省政策評価実施計画（平成23年3月31日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としよ	<p>○ 実績評価：政策体系の実現に向けて平成22年度に取り組んだ全ての施策を対象とする。</p> <p>○ 総合評価：実績評価及び事業評価等で明らかになった</p>

	うとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	個別の政策課題について必要に応じて評価対象とする。
	2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

表 13-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式： 17件 〔新規事業：15事業 拡充事業：2事業 〔表13-3-ア〕〕	24年度の新規・拡充 事業等として実施す ることが適当	17	評価結果を踏まえ、概算要求 等に反映したもの	17	
				概算要求に反映	17	
	事業評価方式： 2件 (規制) 〔表13-3-イ〕	評価の結果、規制の 新設又は改廃が妥当 とされたもの	2	評価の結果を踏まえ、規制の 新設又は改廃を行う予定	2	
	事業評価方式： 3件 (租税特別措置等) 〔表13-3-ウ〕	—	3	評価結果を踏まえ、税制改正 要望を行ったもの	3	
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 12政策目標の下 に掲げる28施策 目標 〔表13-3-エ〕	順調に進捗	17	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た（進める予定） 【引き続き推進】	17
					概算要求に反映	17
					機構・定員要求に反映	7
					定員要求に反映	7
		順調に進捗したが、一部 で課題又は進捗に遅れ が見られた	11	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った（することとした又 はする予定） 【改善・見直し】	11	
					概算要求に反映	11
				機構・定員要求に反映	6	
				定員要求に反映	6	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式： 18件 〔公益法人関連事 業：18件 〔表13-3-オ〕〕	想定どおりの効果が得 られたとされた事業	18	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた（進 める予定） 【引き続き推進】	18	

表 13-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 24 年度予算概算要求に向けて、以下の 17 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「文部科学省事業評価書（平成 24 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 13-3-ア 新規・拡充事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	グローバル人材育成推進のための初等中等教育の充実等（新規）
2	高校生に対する給付型奨学金事業（新規）
3	新たな時代を拓くグローバル人材育成のための大学改革の新展開（新規）
4	医学部・大学病院の教育研究活性化及び地域・へき地医療支援人材の確保事業（新規）
5	大学等修学支援奨学金事業（新規）
6	大学発新産業創出拠点プロジェクト（仮称）（新規）
7	世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（拡充）
8	SACLA 重点戦略課題の推進（新規）
9	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
10	気候変動リスク情報創生プログラム（新規）
11	グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス（二酸化炭素削減技術分野）（新規）
12	新・元素戦略プロジェクト（新規）
13	ナノテクノロジープラットフォーム（新規）
14	ナショナル競技力向上プロジェクト（新規）
15	メディア芸術発信支援事業（新規）
16	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ（新規）
17	ミュージアム国際発信事業（新規）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(1)参照。

2 本表No.6~13（8事業）は、研究開発事業である。

- (2) 規制に係る 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」及び「総合こども園の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」として公表。

表 13-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設
2	総合こども園の創設に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「文部科学省事業評価書（平成 24 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 13-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）
3	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、12政策目標の下に掲げる28施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「文部科学省実績評価書（平成22年度実績）」として公表。

表13-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
政策目標1 生涯学習社会の実現		
1	地域の教育力の向上	引き続き推進
2	家庭の教育力の向上	引き続き推進
3	ICTを活用した教育・学習の振興	改善・見直し
政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり		
4	確かな学力の育成	改善・見直し
5	豊かな心の育成	引き続き推進
6	健やかな体の育成及び学校安全の推進	改善・見直し
7	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
8	魅力ある優れた教員の養成・確保	改善・見直し
9	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	引き続き推進
10	幼児教育の振興	引き続き推進
11	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上		
12	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興		
13	大学などにおける教育研究の質の向上	改善・見直し
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進		
14	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
政策目標6 私学の振興		
15	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進		
16	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	引き続き推進
17	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備		
18	科学技術振興のための基盤の強化	引き続き推進
政策目標10 科学技術の戦略的重点化		
19	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
20	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
21	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
22	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	改善・見直し
政策目標11 スポーツの振興		
23	子どもの体力の向上	改善・見直し
24	生涯スポーツ社会の実現	改善・見直し
25	我が国の国際競技力の向上	改善・見直し
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現		
26	芸術文化の振興	改善・見直し
27	文化芸術振興のための基盤の充実	改善・見直し
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進		
28	国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、国から公益法人が権限付与を受けて行っている 18 の事務・事業について、事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 30 日に「国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書」として公表。

表 13-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	放射線取扱施設の施設検査、定期検査	引き続き推進
2	放射線取扱施設の定期確認	引き続き推進
3	放射性同位元素等に係る運搬物確認	引き続き推進
4	放射性同位元素装備機器の設計認証等	引き続き推進
5	放射線取扱主任者試験	引き続き推進
6	放射線取扱主任者になるための資格講習	引き続き推進
7	放射線取扱主任者に係る定期講習	引き続き推進
8	放射線業務従事者に係る放射線管理記録（線量記録、健康診断記録）の管理保管	引き続き推進
9	試験研究用原子炉等の放射線管理記録の管理保管	引き続き推進
10	特定放射光施設の共用促進	引き続き推進
11	国際規制物質の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務	引き続き推進
12	スポーツ振興投票対象試合開催機構が行う業務	引き続き推進
13	私的録音補償金を受ける権利の行使	引き続き推進
14	私的録画補償金を受ける権利の行使	引き続き推進
15	実演家に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配業務	引き続き推進
16	実演家に係る商業用レコードの貸与に係る報酬の徴収及び分配業務	引き続き推進
17	レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配業務	引き続き推進
18	レコード製作者に係る商業用レコードの貸与に係る報酬の徴収及び分配業務	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(5)参照。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 青少年の健全育成

施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標2-9 幼児教育の振興

施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進

施策目標7-3 地域における科学技術の振興

施策目標7-4 科学技術システム改革の先導

施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子どもの体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2011/01/27/1287202_4_1.pdf)参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 14-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日決定） 平成19年9月28日一部変更 平成20年3月31日一部変更 平成21年3月31日一部変更 平成22年3月31日一部変更 平成23年5月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 法第9条に規定する政策 (2) 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なもの又は補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。 ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業 (7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税） (8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの (9) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)、(8)及び(9)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部

		局及び査定課と緊密な連携を図る。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）（平成23年5月19日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6の施策目標 ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：9政策 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した9の事業及び3の成果重視事業
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当なし ○ 未了：個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 (1) 施策中目標のうち、指標のモニタリング結果により評価の必要が生じたもの (2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 (3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの (5) その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

表14-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした政策 の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式：9 件 (新規事業等) 〔表14-3-ア〕	事業の政策効果が有効であると認められたため 予算要求を行う	9	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	9	
				概算要求に反映	9	
	事業評価方式：35 件 (個別公共事業) 〔表14-3-イ〕	新規採択が妥当である	35	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	35	
				評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	27	
	事業評価方式：27 件 (研究開発) 〔表14-3-ウ〕	新規採択が妥当である	27	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	27	
概算要求に反映				27		
事業評価方式：16 件 (規制) 〔表14-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	16	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	16		
事業評価方式：17 件 (租税特別措置等) 〔表14-3-オ〕	妥当である	17	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	17		
事後評価	実施計画期間内の 評価対象政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：6 件 〔表14-3-カ〕	見直しの上増額	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	5
			機構・定員要求に反映	3		
			定員要求に反映	3		
			見直しをせず、現状維持	1	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1
		政策の重点化等	1			
		事業評価方式：9 件 (継続事業) 〔表14-3-キ〕	継続が妥当である	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	8
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1
概算要求に反映	1					
政策の一部の廃止、休止又は中止	1					
事業評価方式：3 件 (成果重視事業) 〔表14-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3		
					概算要求に反映	3

政策評価の対象 としようとした政 策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
	総合評価方式：9 件 〔表14-3-ケ〕	—	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	8
				2 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った（する こととした又はする予定） 【改善・見直し】	1
	概算要求に反映		1		
	政策の重点化等		1		
	事業評価方式：1 件 （租税特別措置等） 〔表14-3-コ〕	継続が妥当であ る	1	評価結果を踏まえ、評価対象の施策 について、引き続き当該措置が必要 である 【引き続き推進】	1
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	事業評価方式：42 件 （個別公共事業（再 評価）） 〔表14-3-サ〕	継続が妥当であ る	41	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	41
				2 評価結果を踏まえ、当該政策の 一部を中止した（中止する予定） 【改善・見直し】	1
	政策の一部の廃止、休止又は中止		1		
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	事業評価方式：4 件 （個別公共事業（再 評価）） 〔表14-3-サ〕	継続が妥当であ る	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	4
	事業評価方式： 476件 （個別研究開発課 題） 〔表14-3-シ〕	行政課題の解決 に貢献している	476	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	476

(注) 個別公共事業（再評価）のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表14-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成24年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、9の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度事前事業評価書」として公表。

表14-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援の強化(新規)
2	「大学生現役就職促進プロジェクト（仮称）」の推進(新規)
3	「在宅医療提供拠点薬局整備」事業(新規)
4	臨床研究中核病院（仮称）の整備事業(新規)
5	「レギュラトリーサイエンス推進寄付講座」（新規）
6	「承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業」（新規）
7	「ライフィノベーション推進のための医薬品使用環境整備」事業
8	個人輸入・指定薬物等適正化対策事業費（新規）
9	医療情報連携・保全基盤推進事業(新規)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(1)参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の35の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成24年2月21日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表14-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（15（2）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（20（7）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(2)参照。
2 本表は平成23年度予算にかかる事前評価の対象地区数であるが、地区数のうち、（ ）内は、22年度予算に係るものであり内数。

- (3) 平成24年度予算概算要求を行う27の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成23年12月12日に「厚生労働省の平成24年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表。

表14-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（26事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の16の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成23年4月18日、6月27日、8月29日、10月31日、24年2月29日、3月12日、3月22

日、3月28日及び3月29日に「規制影響分析書」として公表。

表 14-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医薬品に関する広告制限の対象の追加（乳癌治療薬「エリブリン」、その塩類及びそれら製剤について）
2	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ポリノスタット」及びその製剤について）
3	医薬品に関する広告制限の対象の追加（乳癌治療薬「フルベストラント」及びその製剤について）
4	「毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外）」について（2件）
5	「第3号被保険者の不整合記録に係る再発防止策」について
6	「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」について
7	「職場における受動喫煙防止対策の強化」について
8	「精神的健康の状況を把握するための検査等」について
9	「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
10	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「クリゾチニブ」及びその製剤並びに白血病治療薬「モガムリズマブ」及びその製剤について）
11	「障害者自立支援法等における事業者等の指定要件の見直し」について
12	「有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換」について
13	「所在不明の年金受給者に係る届出義務化」について
14	「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置」について
15	「総合こども園の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」について

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 14-4-(4) 参照。

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る 17 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日及び 10 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-オ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	雇用促進税制の拡充
2	新築住宅に係る特例措置の延長
3	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設
4	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
6	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
7	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
8	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
10	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大
11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し
14	中小企業投資促進税制の拡充
15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長
16	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
17	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 14-4-(5) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、6の施策目標について評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「実績評価書」として公表。

表 14-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	労働条件の確保・改善を図る（施策中目標Ⅱ-2-1）	引き続き推進
2	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する（施策中目標Ⅲ-1-5）	改善・見直し
3	医療需要に見合った医療従事者を確保する（施策中目標Ⅳ-1-2）	引き続き推進
4	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する（施策中目標Ⅳ-3-2）	引き続き推進
5	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する（施策中目標Ⅳ-4-3）	引き続き推進
6	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する（施策中目標Ⅳ-6-1）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(6)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成19年度に事業評価（事前評価）を実施した20年度予算概算要求に係る新規事業のうち、23年度における継続事業9事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度事後事業評価書」として公表。

表 14-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産科医療機関確保事業	引き続き推進
2	医療機関・公共機関等への個人防護服（PPE）の確保事業	引き続き推進
3	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	引き続き推進
4	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化事業	引き続き推進
5	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	引き続き推進
6	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化事業	引き続き推進
7	「職業能力形成システム」（通称：「ジョブ・カード制度」）の構築	引き続き推進
8	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	改善・見直し
9	A S E A N地域の健康確保対策事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(7)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度成果重視事業評価書」として公表。

表 14-3-ク 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進

2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、9政策について評価を実施し、平成23年9月30日に「平成23年度総合評価書」として公表。

表 14-3-ケ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する。」について	引き続き推進
2	「求職者支援制度の創設」について	改善・見直し
3	「格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。」について	引き続き推進
4	「規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む」について	引き続き推進
5	「「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する」について	引き続き推進
6	「国民と向き合う行政の実現」について	引き続き推進
7	「ワークライフバランス推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進」	引き続き推進
8	省内事業仕分けの実施等について	引き続き推進
9	「人事評価制度の実施及び職員の能力向上」について	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 14-3-コ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の46実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成24年2月21日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 14-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（8地区）	引き続き推進 （8地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（38（15）地区）	引き続き推進 （37地区） 改善・見直し （1地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(11)参照。

2 本表は平成23年度予算にかかる再評価の対象地区数であるが、地区数のうち（ ）内は、22年度予算に係るものであり内数。

(7) 事業評価方式を用いて、平成22年度に終了した476研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年12月12日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 14-3-シ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策（27課題）
2		厚生労働科学特別研究（13課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（51課題）
4		臨床応用基盤（10課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤（10課題）
6		第3次対がん総合戦略（24課題）
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（150課題）
8		長寿・障害総合（49課題）
9		感染症対策総合（41課題）
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進（16課題）
11		労働安全衛生総合（10課題）
12		食品医薬品等リスク分析（62課題）
13		健康安全・危機管理対策総合（13課題）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(12)参照。

政策体系（厚生労働省）

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

厚生労働省の使命

社会保障は国家の礎（いしずえ）の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立ち、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎えられる社会（世界に誇る少子高齢社会の日本モデル）」を実現することが厚生労働省の使命である。

基本目標	施策大目標	施策中目標
I 格差の縮小を図る	1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する	1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する
		2 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
		2 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する
	2 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する	1 第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する
		2 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る
		3 ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する
	3 ポジティブ・ウェルフェア（就労支援等の積極的な福祉施策）を推進する	1 生活保護世帯の自立を支援する → I-1-2（生活保護を適切に実施する）参照
		2 母子家庭の母等の自立を支援する → III-1-6（ひとり親家庭の自立を支援する）参照
	II 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する	1 雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る
2 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る		
3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る		
4 多様な職業能力開発の機会を確保する		
5 若年者のキャリア形成を支援する		
6 障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する		
7 技能の継承・新興を推進する		
2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する		1 労働条件の確保・改善を図る
		2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
		3 労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
		4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
		5 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
		6 安定した労使関係の形成を促進する
		7 個別労働紛争の解決を促進する
		8 豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
3 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	
III 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する	1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る	1 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る
		2 地域における子ども・子育て支援策を推進する

IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する

1 医療サービスを安定的に提供する

- 3 就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する
- 4 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
- 5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する
- 6 ひとり親家庭の自立を支援する
- 7 子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する
- 8 仕事と家庭の両立を支援する
→ II-3-1 (男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する) 参照

- 1 地域の医療連携体制を構築する
- 2 医療需要に見合った医療従事者を確保する
- 3 医療従事者の資質の向上を図る
- 4 医療安全確保対策を推進する
- 5 政策医療を向上・均てん化させる
- 6 新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る
- 7 新医薬品・医療機器を迅速に提供する
- 8 医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する
- 9 医薬品の適正使用を推進する
- 10 安全で安心な血液製剤を安定的に供給する

2 高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する

- 1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む
- 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る

3 がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する

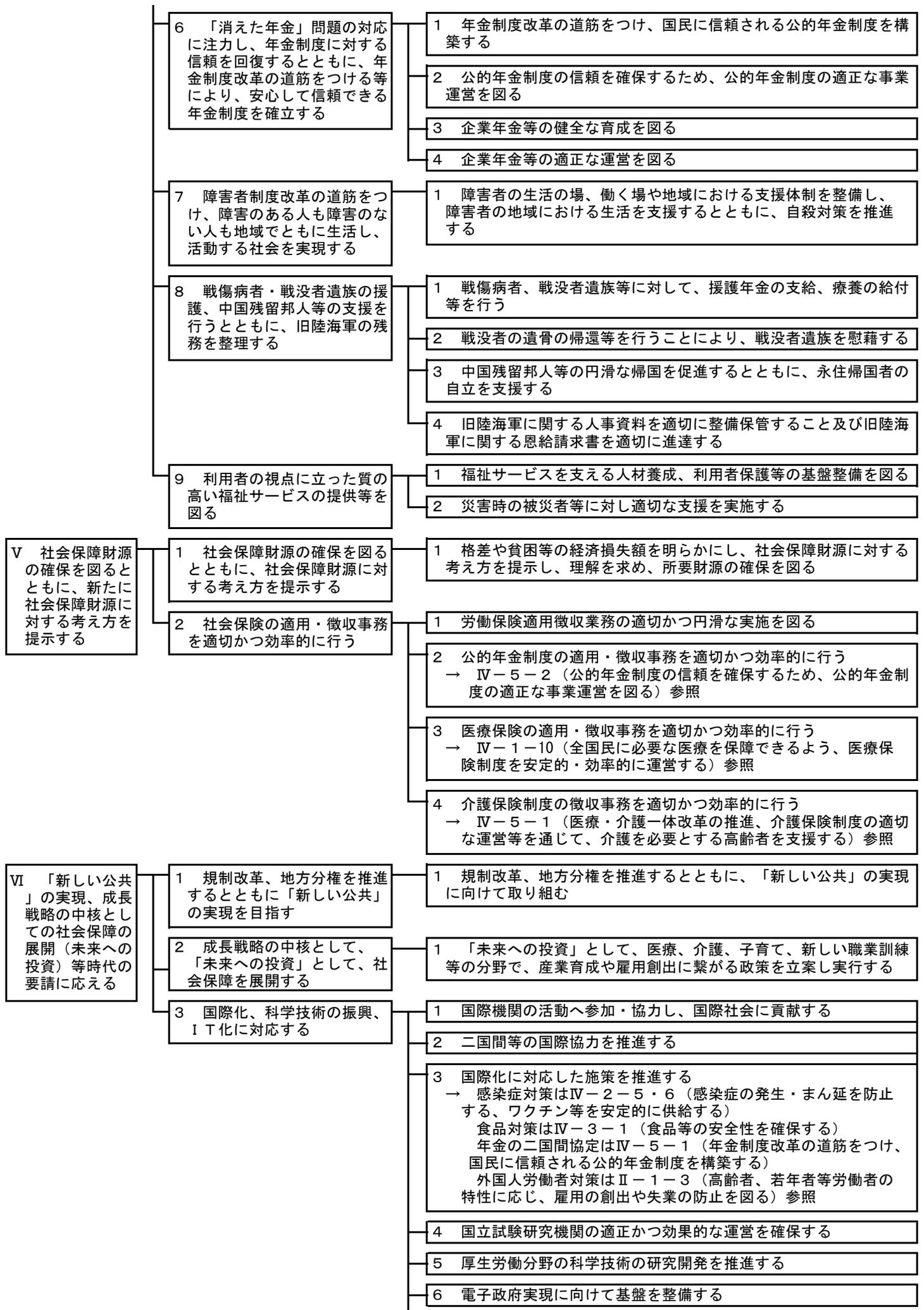
- 1 適正な移植医療を推進する
- 2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する
- 3 原子爆弾被爆者等を援護する
- 4 感染症の発生・まん延を防止する
- 5 ワクチン等を安定的に供給する
- 6 地域の保健医療体制を確保する
- 7 健康づくりを推進する
- 8 健康危機管理体制を整備する

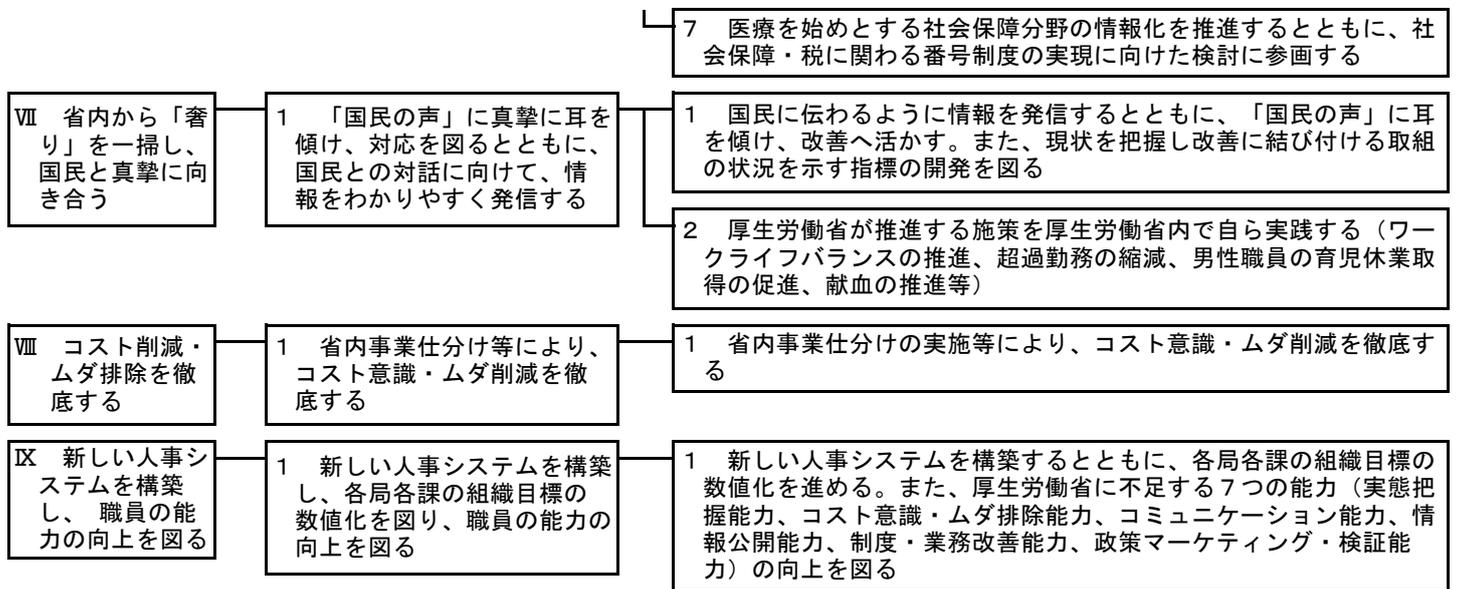
4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する

- 1 食品等の安全性を確保する
- 2 安全で質が高く災害に強い水道を確保する
- 3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する
- 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する
- 5 生活衛生の向上・推進を図る

5 医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る

- 1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する
- 2 高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を推進する





(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h23/dl/01.pdf>) 参照

農林水産省

《農林水産省》

表 15-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率かつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価

		<p>以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 23 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 23 年 7 月 26 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 3 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：公共事業（24 地区及び 42 事業） 3 研究課題</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：8 公共事業実施地区
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数															
事前評価	事業評価方式：14公共事業(122事業実施地区) <23年度新規地区採択要求事業:20地区> [表15-3-ア] <24年度事業着手要求事業:34地区> [表15-3-イ、エ、オ] <24年度新規地区採択要求事業:68地区> [表15-3-ウ、カ]	事業着手又は新規地区採択は妥当	122	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	122	概算要求に反映	17													
						事業評価方式：4研究開発課題 [表15-3-キ]	新規実施は妥当	4	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	4	概算要求に反映	4								
											事業評価方式：1件(規制) [表15-3-ク]	規制の新設・改正は妥当	1	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	1					
																事業評価方式：14件(租税特別措置等) [表15-3-ケ]	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	14
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号)	実績評価方式：16政策分野 [表15-3-コ]	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成24年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	16	概算要求に反映	16												
							実績評価方式：3成果重視事業 [表15-3-カ]	目標の達成に向けて順調に進捗等	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	2	概算要求に反映	1							
												今後、成果の検証を実施等	1	2 既に事業が終了しているため、概算要求を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	1					
																総合評価方式：1課題 [表15-3-キ]	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	1
							事業評価方式(期中)：5公共事業(40事業実施地区) [表15-3-ク～ケ]	継続が妥当	39	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	39									
												計画変更の上、継続が妥当	1	2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	1					
							事業評価方式(完了後)：35公共事業(160事業実施地区) [表15-3-ク～ケ]	実施は妥当	160	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	160									

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式：5 研究開発課題 〔表15-3-ナ〕	予想以上の成果をあげた	3	評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	5
		概ね目的を達成した	2		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）：10 公共事業（44 事業実施地区）〔表15-3-ス、セ、タ〕	継続が妥当	30	1 評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	30
		計画変更の上、継続が妥当	8	2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	8
		休止、中止が妥当	6	3 評価結果を踏まえ、休止、中止する 【廃止、休止、中止】	6
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

- (注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 公共事業の期中評価のうち、国営かんがい排水事業2地区については、東日本大震災への対応を踏まえ、実施時期を延期することとした。

表 15-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に新規地区採択を要求している以下の 2 事業 (20 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 5 月 13 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ア 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 (補助) (17 地区)
2	特定地域振興生産基盤整備事業 (補助) (3 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(1) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (15 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (12 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (2 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (32 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 (補助) (22 地区)
2	特定地域振興生産基盤整備事業 (補助) (9 地区)
3	農地防災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に事業着手を要求している以下の 2 事業 (17 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-エ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	民有林直轄治山事業（直轄）（1地区）
2	森林環境保全整備事業（直轄）（16地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成24年度に事業着手を要求している以下の1事業（2地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-オ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（2地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(5)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成24年度に新規地区採択を要求している以下の5事業（36地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「平成23年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-カ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産流通基盤整備事業（補助）（7地区）
2	漁港施設機能強化事業（補助）（2地区）
3	水産環境整備事業（補助）（21地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（5地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(6)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成24年度において新規実施を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題4課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「研究開発の事業評価書（委託プロジェクト研究課題の事前評価）」として公表。

表 15-3-キ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新食料供給基地建設のための先端技術展開事業
2	ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発
3	天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発
4	農山漁村復興に向けたバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(7)参照。

- (8) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年2月17日に「規制の事前評価書」として公表。

表 15-3-ク 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（仮称）に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(8) 参照。

(9) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 15-3-ケ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）
3	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）
4	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）
5	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）
6	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長
7	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）
8	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）
9	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）
10	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）
11	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
12	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長
13	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(9) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 22 年度実施政策の評価書」として公表。

表 15-3-コ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	改善・見直し

2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	改善・見直し
8	農業・農村における6次産業化の推進	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	改善・見直し
14	水産資源の回復	改善・見直し
15	漁業経営の安定	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表15-4-(10)参照。

- (2) 実績評価方式を用いて、「平成23年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表15-3-サ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業	—
2	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	引き続き推進
3	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表15-4-(11)参照。

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成22年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の1課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年6月16日に「総合評価書（政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進）」として公表。

表15-3-シ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表15-4-(12)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した以下の2事業（12地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表15-3-ス 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（10地区）	引き続き推進
2	国営総合農地防災事業（直轄）（2地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表15-4-(13)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の1事業(9地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価(農業農村整備事業等補助事業の期中の評価)」として公表。

表15-3-セ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業(補助)(9地区)	引き続き推進(8地区) 改善・見直し(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表15-4-(14)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した以下の1事業(25地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表15-3-ソ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業(独立行政法人事業)(25地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表15-4-(15)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の以下の8事業(38地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「平成23年度水産関係公共事業の事後評価書(期中の評価)」として公表。

表15-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業(直轄)(11地区)	引き続き推進(7地区) 改善・見直し(4地区)
2	水産流通基盤整備事業(補助)(10地区)	引き続き推進(5地区) 改善・見直し(2地区) 廃止、休止、中止(3地区)
3	地域水産物供給基盤整備事業(補助)(1地区)	廃止、休止、中止(1地区)
4	広域漁場整備事業(補助)(1地区)	廃止、休止、中止(1地区)
5	漁港関連道整備事業(補助)(1地区)	引き続き推進(1地区)
6	水産環境整備事業(補助)(2地区)	引き続き推進(2地区)
7	水産生産基盤整備事業(補助)(11地区)	引き続き推進(8地区) 改善・見直し(2地区) 廃止、休止、中止(1地区)

		区)
8	海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）	引き続き推進（1地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(16)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の5事業（12地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表15-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（直轄）（5地区）
2	国営農用地再編整備事業（直轄）（1地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（2地区）
4	直轄地すべり対策事業（直轄）（2地区）
5	農用地総合整備事業（独立行政法人事業）（2地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(17)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の17事業（87地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。

表15-3-ツ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業（補助）（9地区）
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（14地区）
3	畑地帯総合整備事業（補助）（6地区）
4	畑地帯開発整備事業（補助）（3地区）
5	農道整備事業（補助）（11地区）
6	農業集落排水事業（補助）（7地区）
7	農村総合整備事業（補助）（3地区）
8	農村振興総合整備事業（補助）（2地区）
9	田園整備事業（補助）（3地区）
10	地域用水環境整備事業（補助）（1地区）
11	中山間総合整備事業（補助）（9地区）
12	農地防災事業（補助）（6地区）
13	農地保全事業（補助）（3地区）
14	農村環境保全対策事業（補助）（2地区）
15	海岸保全施設整備事業（農地）（補助）（1地区）
16	草地畜産基盤整備事業（補助）（6地区）
17	畜産環境総合整備事業（補助）（1地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(18)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の4事業（33地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 15-3-テ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（1地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（11地区）
3	森林環境保全整備事業（補助）（8地区）
4	森林居住環境整備事業（補助）（13地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(19)参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 9 事業（28 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「平成 23 年度水産関係公共事業の事業評価書（完了後の評価）」として公表。

表 15-3-ト 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業（補助）（7地区）
2	広域水産物供給基盤整備事業（補助）（1地区）
3	漁港修築事業（補助）（2地区）
4	漁港改修事業（補助）（1地区）
5	漁港利用調整事業（補助）（1地区）
6	漁場環境保全創造事業（補助）（1地区）
7	海岸保全施設整備事業（補助）（3地区）
8	海岸環境整備事業（補助）（3地区）
9	漁村総合整備事業（補助）（9地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(20)参照。

- (12) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度末をもって終了した又は平成 23 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 6 月 16 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事後評価）」として公表。

表 15-3-ナ 研究課題を対象として事後評価した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	動物ゲノムを活用した新市場創出のための技術開発
2	ウナギの種苗生産技術の開発
3	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発
4	低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
5	食品・農産物の表示の信頼性確保と機能性解析のための基盤技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(21)参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 3 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事後評価）」として公表。

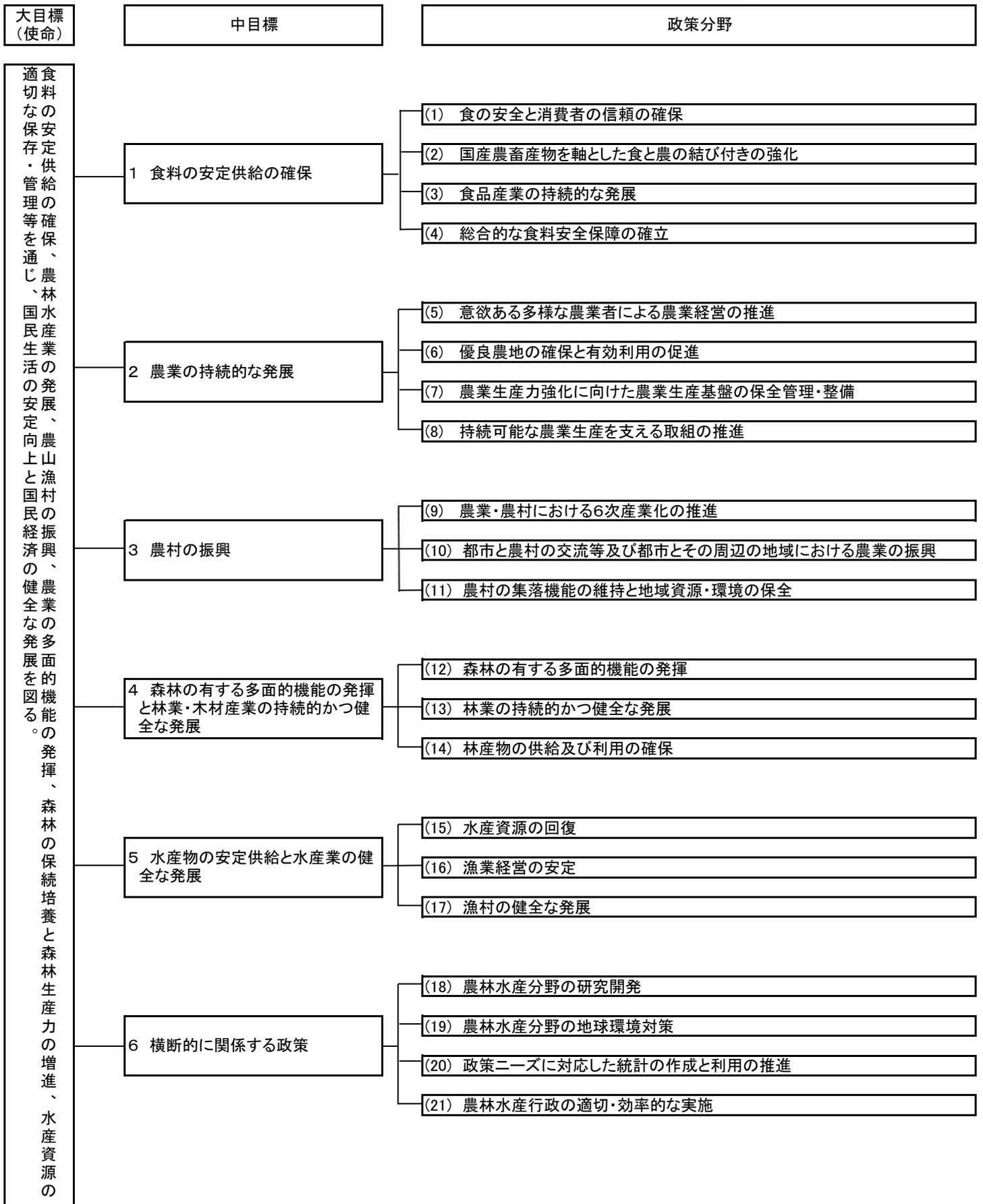
表 15-3-2 研究課題を対象として事後評価した政策（終了時）

No.	評 価 対 象 政 策
1	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発
2	生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
3	新農業展開ゲノムプロジェクト

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 1 本政策体系は、平成23年度農林水産省政策評価実施計画(23年7月26日決定)に基づき作成
 2 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/yosanto-taiou.pdf>)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 16-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 経済産業省の政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成23年度経済産業省事後評価実施計画（平成23年6月27日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：基本計画の別紙に掲げる全政策 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、当該施策の特性などに応じて適切な手法を用い、適切な観点から合理的に評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事前評価：5件 (租税特別措置等：49件) 〔表 16-3-ア〕		評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	5	
			概算要求に反映	5	
			機構・定員要求に反映	5	
			機構要求に反映	3	
	定員要求に反映	5			
事前評価：9件（5政策） (規制) 〔表 16-3-イ〕		評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	9		
事業評価方式：2件 (公共事業) 〔表 16-3-ウ〕			評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	2	
			概算要求に反映	2	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：5件 (租税特別措置等：21件) 〔表 16-3-エ〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	5	
				概算要求に反映	5
				機構・定員要求に反映	5
				機構要求に反映	3
				定員要求に反映	5
				政策の重点化等	5
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—		

(注) 経済産業省では、平成23年度から、評価の基本単位をこれまでの34施策から経済成長、対外経済政策、資源エネルギー・環境政策、取引・経営の安心、生命・身体の安全の5つに大括り化し評価を実施。

表 16-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 24 年度予算概算要求等に当たり、以下の 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	経済成長
2	対外経済政策
3	資源エネルギー・環境政策
4	取引・経営の安心
5	生命・身体の安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表16-4-(1)参照。

2 表16-3-アに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下49件。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
2	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
3	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
4	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
5	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
6	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
7	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減
8	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置
9	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)
10	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
11	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置
12	特定の資産の買換えの場合の課税の特例
13	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置
14	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置
15	国際物流拠点産業集積地域(仮称)における税制上の特例措置
16	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例
17	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置
18	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連)
19	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業)
20	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(セメント製品製造業)
21	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)
22	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
23	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
24	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置
	3 資源エネルギー・環境政策
25	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置
26	海外投資等損失準備金

27	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税
28	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
29	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
30	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
31	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源）
32	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採事業）
33	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採事業）
34	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
35	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
36	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
37	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
38	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例
39	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
	4 取引・経営の安心
40	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）
41	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減
42	中小企業投資促進税制
43	中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例
44	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）
45	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（陶磁器製造業）
46	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）
47	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例
48	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）（再掲）
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）（再掲）
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）（再掲）
	5 生命・身体の安全
49	金属鉱業等鉱害防止準備金

(2) 規制の新設又は改廃に係る5政策について評価を行い、その結果を平成23年10月31日、11月2日、24年2月9日及び3月12日に「事前評価書」として公表。

表16-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長を図る政策
2	農林水産物に関する輸出規制の見直し
3	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し
4	災害時における石油の供給不足に対処するための規制の見直し（3件）
5	我が国における電気その他のエネルギーの需給の安定化を図るため、電気の需要の平準化に資する措置及び建築材料等の性能向上を推進する政策（3件）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表16-4-(2)参照。

(3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成24年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業2事業について事前評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成

23年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 16-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（2事業）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表16-4-(3)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	経済成長	改善・見直し
2	対外経済政策	改善・見直し
3	資源エネルギー・環境政策	改善・見直し
4	取引・経営の安心	改善・見直し
5	生命・身体の安全	改善・見直し

（注）1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表16-4-(4)参照。

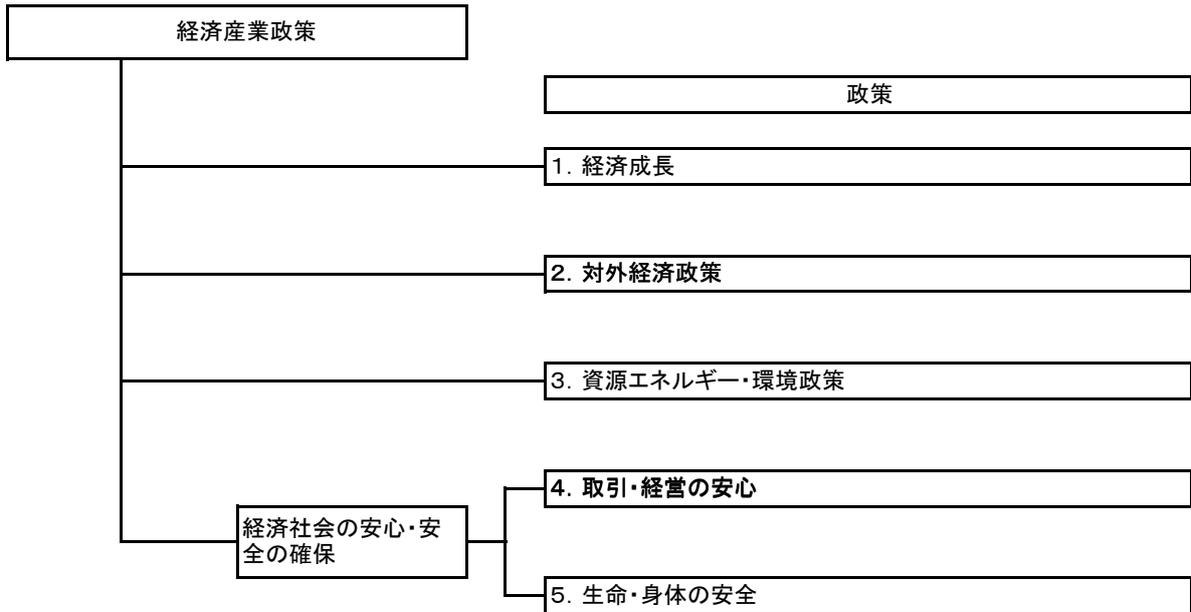
2 表16-3-エに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下21件であり、評価結果を踏まえ、引き続き継続することが妥当と判断した。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
2	外国組合員に対する課税の特例
3	エンジェル税制 ・特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
4	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）
	3 資源エネルギー・環境政策
6	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例
7	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
8	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置
9	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率
10	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度
	4 取引・経営の安心
11	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置
12	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
13	青色申告特別控除
14	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化

	法)
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
17	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）
19	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
20	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予
	5 生命・身体の安全
21	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ
(http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/24fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 17-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定） 平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更 平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更 平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日変更 平成23年9月30日最終変更</p>		
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>	
<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。 	
4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。	
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 <p>また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。</p>	
実施計画の名称	平成 23 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 22 年 8 月 27 日策定） 平成 23 年 3 月 31 日変更 平成 23 年 9 月 30 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る政策 ○ 政策レビュー：17テーマ ○ 個別公共事業の再評価（2に該当するもの以外）：566事業 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：66事業 ○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：71課題
	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年未着工：個別公共事業の1事業 ○ 10年継続中：個別公共事業の7事業

表 17-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：26件 〈24年度予算概算要求時：25件〉 〔表17-3-ア〕 〈24年度予算概算要求時実施分修正等：1件〉 〔表17-3-イ〕	新規施策の評価は妥当	26 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 概算要求に反映 25 機構・定員要求に反映 3 定員要求に反映 3
	規制の事前評価（事業評価方式）：19件 〔表17-3-ウ〕	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	19 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：132件 〈24年度予算概算要求時〉：12件 〔表17-3-エ〕 〈23年度第3次補正予算に係る評価〉：23件 〔表17-3-オ〕 〈24年度予算要求に係る評価〉：15件 〔表17-3-カ〕 〈24年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉：14件 〔表17-3-キ〕 〈24年度予算に向けた事業（補助事業等）〉：68件 〔表17-3-ク〕	事業の採択は妥当	132 平成24年度予算等に反映した 概算要求に反映 27
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：105件 〈24年度予算概算要求時：50件〉 〔表17-3-ケ〕 〈23年度末公表：55件〉 〔表17-3-コ〕	課題の採択は妥当	105 平成24年度予算等に反映した 概算要求に反映 50
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：20件 〔表17-3-サ〕	租税特別措置等によることが妥当	20 平成24年度税制改正要望に反映した
	事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：47件 （47施策目標） 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-シ〕	評価の結果、一部改善・見直し・整理・統合を図った上で、引き続き実施することが妥当
20 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 概算要求に反映 17 機構・定員要求に反映 5 定員要求に反映 5 政策の重点化等 6			

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
政策レビュー（総合評価方式）：9テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）9件〕 〔表17-3-ス〕 {政策レビュー（総合評価方式）：8テーマ} 〔表17-3-セ〕	テーマごとに対象政策について目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	9	評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】 9
個別公共事業の再評価（事業評価方式）：572件{11件} 〈23年度予算に係る評価（ダム事業）：18件〕〔表17-3-ソ〕 〈24年度予算概算要求時実施等：33件〕〔表17-3-タ〕 〈23年度第3次補正予算に係る評価：1件〕〔表17-3-チ〕 〈24年度予算に係る評価（ダム事業）：5件〕〔表17-3-ツ〕 〈24年度予算に向けた事業（直轄事業等）：424件〕〔表17-3-テ〕 〈24年度予算に向けた事業（補助事業等）：91件{11件}〕〔表17-3-ト、ナ〕 〔〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）564件{11件}〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ）1件〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ）7件〕〕	事業の継続が妥当	557	事業を継続 【引き続き推進】 557 概算要求に反映 31 事業を見直した上での継続が妥当 【改善・見直し】 5 概算要求に反映 1 事業の中止が妥当 【廃止、休止、中止】 10
個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：67件 〔表17-3-ニ〕	再事後評価、改善措置の必要なし	67	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した 67
個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：70件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-ヌ〕	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	70	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する 70

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 17-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 25 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 24 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（24 年度予算概算要求時）

No.	評価対象施策
政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの確立
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	自動車と家庭・業務の省 CO ₂ ・省エネルギー管理の一体的推進の創設
3	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進の創設
4	都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進
5	震災復興下水道未利用エネルギー活用事業の創設
政策目標 3 地球環境の保全	
6	低炭素・循環型社会形成推進事業の創設
7	エネルギー面的利用推進事業の創設
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減	
8	長周期地震動情報の提供
9	街区防災性能等向上促進事業の創設
10	下水道総合地震対策事業の拡充
11	既設昇降機・天井の安全確保の促進
12	大規模災害に迅速に対応可能な無人化施工技術の推進
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
13	鉄道施設緊急耐震対策事業の創設
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
14	国際バルク戦略港湾における総合的な施策の創設
15	Fly to Japan! 事業の創設
16	日中国交正常化 40 周年記念青少年招請事業の創設
17	災害時における訪日外国人旅行者に向けた情報提供のあり方に関する調査事業の創設
18	ユニバーサルツーリズム促進事業の創設
19	歴史的風致維持向上推進等調査の創設
20	国管理空港の経営改革の推進
政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
21	中古不動産流通市場整備・活性化事業の創設
22	代替エネルギー船舶に関する総合対策の創設
政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
23	「新しい公共」による地域づくり活動に係るプラットフォーム事業の創設
24	地理空間情報ライブラリーの運用
25	離島の流通効率化・コスト改善事業費交付金の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 17-4-(1) 参照。

(2) 「平成 24 年度予算概算要求等に係る事前評価書」（平成 23 年 9 月 30 日公表）に、必要な修正及び追加を行い、24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策アセスメント結果（評価書）」として公表。

表 17-3-イ 政策アセスメントを実施した施策〈24年度予算概算要求時実施分の追加修正等〉

No.	評価対象施策
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
1	国管理空港の経営改革の推進

- (注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成23年9月)Ⅱ3(3)に基づくものである。
 2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃(19件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成23年4月20日、5月31日、8月31日、10月27日、24年2月3日、2月17日、2月27日、3月1日及び3月12日に「規制の事前評価書」として公表。

表 17-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案
2	都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案
3	下水道法施行令の一部を改正する政令案
4	津波防災地域づくりに関する法律案(6件)
5	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
6	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案
7	海上運送法の一部を改正する法律案
8	船員法の一部を改正する法律案
9	都市の低炭素化の促進に関する法律案
10	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案
11	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(3件)
12	下水道法施行令の一部を改正する政令案

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(3)参照。
 2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (4) 平成24年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業に係る12事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-エ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度予算概算要求時〉

No.	事業区分	件数
1	海岸事業 直轄事業	1
2	港湾整備事業 直轄事業	6
3	官庁営繕事業	3
4	船舶建造事業	1
5	海上保安官署施設整備事業	1
計		12

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(4)参照。
 2 No.1～2は公共事業関係費、No.3～5はその他施設費に係るものである。

- (5) 平成23年度第3次補正予算に係る評価として、23事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成23年10月28日に「平成23年度第3次補正予

算に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈23年度第3次補正予算に係る評価〉

No.	事業区分		件数
1	道路・街路事業	直轄事業等	18
		補助事業等	3
2	船舶建造事業		2
計			23

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(5)参照。
2 No.1は公共事業関係費、No.2はその他施設費に係るものである。

- (6) 平成24年度予算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業(道路・街路事業)に係る15事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成23年11月30日に「平成24年度予算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度予算要求に係る評価〉

No.	事業区分		件数
1	道路・街路事業	直轄事業等	14
		補助事業等	1
計			15

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(6)参照。

- (7) 平成24年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、14事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された17事業を含め、その結果を平成24年1月30日に「個別公共事業の評価書-平成23年度-」として公表。

表 17-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度予算に向けた事業(直轄事業等)〉

No.	事業区分		件数	公表済分
1	河川事業	直轄事業	2	-
2	砂防事業等	直轄事業	1	-
3	道路・街路事業	直轄事業等	8	-
4	港湾整備事業	直轄事業	3	-
5	道路・街路事業	直轄事業等	-	14
6	港湾整備事業	直轄事業	-	3
計			14	17

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(7)参照。
2 No.5~6は政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された事業(平成23年9月及び11月に評価結果を公表済)であり、評価実施件数に含めない。

- (8) 平成24年度予算に向けた評価として、補助事業等について、68事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を平成23年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された1事業を含め、その結果を平成24年4月6日に「個別公共事業の評価書(その2)-平成23年度-」として公表。

表 17-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	河川事業 補助事業等	4	—
2	道路・街路事業 補助事業等	3	—
3	都市・幹線鉄道整備事業	41	—
4	住宅市街地総合整備事業	1	—
5	都市公園事業 補助事業等	3	—
6	離島振興特別事業	3	—
7	奄美群島振興開発事業	4	—
8	小笠原諸島振興開発事業	9	—
9	道路・街路事業 補助事業等	—	1
計		68	1

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(8)参照。

2 No.1～5、9は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

3 No.9は政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業（平成23年11月に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

- (9) 新規課題として開始しようとする50の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成24年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 17-3-ケ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈24年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題
1	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進
2	電車線柱および駅舎天井等の耐震性評価と対策
3	鉄道路線の大規模地盤・構造物群モデル化手法の開発
4	遠隔非接触測定による岩塊スケールと支持状態の推定
5	低損失電力供給システムの構築
6	トンネル内車両火災時の煙流動性状と乗客の避難方法に関する研究
7	自律型台車健全性監視システムの開発
8	局所的短時間集中豪雨による鉄道施設への氾濫影響評価手法の研究
9	レール、まくらぎ交換計画支援システムの開発
10	在来線車軸の信頼性評価手法の開発
11	車両用非接触給電システムの開発
12	材料技術を活用した騒音・振動低減対策の開発
13	空力騒音の実験的評価手法の開発
14	走行時における運転操縦負荷のシミュレータの開発
15	貨車運用管理システムの開発
16	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究
17	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究—想定外に備えて—
18	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究
19	建物火災時における避難安全性能の算定法と目標水準に関する研究
20	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究
21	沿岸域における港湾・水産・環境協調型統合的管理方策の研究
22	空港の津波対策の評価方法等に関する研究
23	地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究
24	建築生産における三次元データを用いた維持管理データの管理・描画技術の開発
25	コンクリート構造物に塩害劣化自己防衛機能を付与するための新しい混和材料の開発
26	被災堤防緊急対応のための3次元堤防可視化ツール及び対策設計システムの開発
27	ミリ波・マイクロ波を用いた住宅大壁内の非破壊診断装置の開発
28	地震時の超高層建物の室内安全対策技術の開発
29	ASR劣化構造物の力学性能推定技術の確立
30	総合的な社会資本の戦略的維持管理システムの開発

31	防災、長寿命化実現のための超高強度高靱性モルタルを用いた水中ライニング工法的设计・施工法の開発
32	サンゴ礁州島形成場のモデルの開発
33	既設落石防護擁壁工に関する三層緩衝構造を用いた耐衝撃性能の高度化に関する技術開発
34	最近の豪雪を踏まえた効率的・効果的克雪対策技術開発に関する研究
35	新燃岳火山灰の有効利用が可能な土木技術の開発
36	電波の位相差計測による広域岩盤崩落・崩壊リアルタイムモニタリングシステムの開発
37	組立式台船を利用した自己投下式土運船
38	竹材等の低利用資源を用いた高性能壁土の開発
39	戸建住宅・小規模建築用地中熱ヒートポンプシステムの開発
40	高齢者居住の既存戸建住宅における断熱改修によるE B、N E B効果定量評価手法の技術開発
41	サステナブル技術を活かした枠組壁工法によるエコスクールの標準システムの開発
42	住宅における電力による総利用光束量を最小化する照明制御システムの技術開発
43	「見える化」を有効活用する設備運用モデルの策定とユーザーインターフェースの技術開発
44	住宅の環境負荷を削減する先導的評価および普及技術の開発
45	常設としてリユース可能な複層の応急仮設住宅をホテルとして備蓄することに関する技術開発
46	既存建物に対する梁部材のせん断破壊遅延型補強工法の技術開発
47	大規模地震時の耐火木造建築物の安全性向上と実用化開発
48	砕石による住宅等の液状化対策工法に関する技術開発
49	先端及び中間径部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発
50	靱性確保型低層鉄骨造の大規模地震時の損傷抑制用D I Y制震補強に関する技術開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(9)参照

また、平成24年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた55の個別研究開発課題を対象として事前評価(事業評価方式)を実施し、平成24年3月30日に「個別研究開発課題評価書ー平成23年度ー」として公表。

表17-3-コ 事前評価を実施した個別研究開発課題(23年度末実施)

No.	評価対象研究開発課題
1	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進
2	電車線柱および駅舎天井等の耐震性評価と対策
3	鉄道路線の大規模地盤・構造物群モデル化手法の開発
4	遠隔非接触測定による岩塊スケールと支持状態の推定
5	自然エネルギーと蓄電技術による電力システムの構築
6	走行時における運転操縦負荷のシミュレータの開発
7	貨車運用管理システムの開発
8	昇降スクリーン式ホームドアの技術開発
9	交流電化設備を活用した蓄電池電車の開発
10	I C Tを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究
11	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究
12	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究
13	建物火災時における避難安全性能の算定法と目標水準に関する研究
14	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究
15	津波からの多重防護・減災システムに関する研究
16	木造3階建学校の火災安全性に関する研究
17	大規模土砂生産後の流砂系土砂管理のあり方に関する研究
18	地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究
19	建築生産における三次元データを用いた維持管理データの管理・描画技術の開発
20	コンクリート構造物に塩害劣化自己防衛機能を付与するための新しい混和材料の開発
21	被災堤防緊急対応のための3次元堤防可視化ツール及び対策設計システムの開発
22	ミリ波・マイクロ波を用いた住宅大壁内の非破壊診断装置の開発
23	地震時の超高層建物の室内安全対策技術の開発
24	A S R劣化構造物の力学性能推定技術の確立
25	総合的な社会資本の戦略的維持管理システムの開発

26	防災、長寿命化実現のための超高強度高靱性モルタルを用いた水中ライニング工法の設計・施工法の開発
27	サンゴ礁州島形成場のモデルの開発
28	既設落石防護擁壁工に関する三層緩衝構造を用いた耐衝撃性能の高度化に関する技術開発
29	最近の豪雪を踏まえた効率的・効果的克雪対策技術開発に関する研究
30	新燃岳火山灰の有効利用が可能な土木技術の開発
31	電波の位相差計測による広域岩盤崩落・崩壊リアルタイムモニタリングシステムの開発
32	組立式台船を利用した自己投下式土運船
33	竹材等の低利用資源を用いた高性能壁土の開発
34	ライフライン地中埋設管の経済的・効果的な液状化対策技術の開発
35	地下水位低下工法と排水工法を併用した既存戸建て住宅の液状化対策の開発
36	浅層盤状改良による宅地の液状化対策の合理的な設計方法の研究
37	鋼矢板囲い込み・地下水位低下併用による液状化抑止工法の開発
38	周辺道路も含めた既設宅地及び既設インフラの液状化対策として薄壁改良が可能な自由形状・大口徑高圧噴射攪拌工法による効果的な改良形状および簡易設計手法の開発
39	基礎地盤の不飽和化による液状化対策工法の実証的研究
40	周辺地盤影響の少ない地中拡翼型地盤改良工法のモニタリング・制御方法の開発
41	津波堆積土砂からのがれき分別と土砂の分級による良質な建設材料の有効利用
42	がれき残渣の有効活用によるアップサイクルブロックの開発
43	コンクリートがらを母材としたCSGの開発
44	戸建住宅・小規模建築用地中熱ヒートポンプシステムの開発
45	高齢者居住の既存戸建住宅における断熱改修によるEB、NEB効果定量評価手法の技術開発
46	サステナブル技術を活かした枠組壁工法によるエコスクールの標準システムの開発
47	住宅における電力による総利用光束量を最小化する照明制御システムの技術開発
48	「見える化」を有効活用する設備運用モデルの策定とユーザーインターフェースの技術開発
49	住宅の環境負荷を削減する先導的評価および普及技術の開発
50	常設としてリユース可能な複層の応急仮設住宅をホテルとして備蓄することに関する技術開発
51	既存建物に対する梁部材のせん断破壊遅延型補強工法の技術開発
52	大規模地震時の耐火木造建築物の安全性向上と実用化開発
53	碎石による住宅等の液状化対策工法に関する技術開発
54	先端及び中間拡径部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発
55	靱性確保型低層鉄骨造の大規模地震時の損傷抑制用DIY制震補強に関する技術開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(10)参照。

(10) 租税特別措置等に係る 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策評価書」として公表。

表 17-3-サ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1500 万円の特別控除の延長
2	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充
3	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
4	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用
5	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大
6	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設
7	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
8	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度
9	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充
10	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
11	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長
12	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設
13	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設

14	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
16	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
17	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長
18	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設
19	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充
20	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(11)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

47の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表17-3-シ 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	引き続き推進
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	引き続き推進
5	快適な道路環境を創造する	引き続き推進
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	引き続き推進
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	引き続き推進
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	改善・見直し
17	自動車事故の被害者の救済を図る	引き続き推進
18	自動車の安全性を高める	引き続き推進
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	引き続き推進
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	改善・見直し
21	観光立国を推進する	改善・見直し
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	改善・見直し
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	引き続き推進
24	整備新幹線の整備を推進する	引き続き推進
25	航空交通ネットワークを強化する	引き続き推進
26	都市再生・地域再生を推進する	改善・見直し

27	流通業務立地等の円滑化を図る	改善・見直し
28	集約型都市構造を実現する	改善・見直し
29	鉄道網を充実・活性化させる	改善・見直し
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	改善・見直し
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	引き続き推進
32	道路交通の円滑化を推進する	引き続き推進
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	引き続き推進
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	引き続き推進
35	建設市場の整備を推進する	改善・見直し
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	引き続き推進
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	改善・見直し
38	自動車運送業の市場環境整備を推進する	引き続き推進
39	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	改善・見直し
40	総合的な国土形成を推進する	引き続き推進
41	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	引き続き推進
42	離島等の振興を図る	引き続き推進
43	北海道総合開発を推進する	引き続き推進
44	技術研究開発を推進する	引き続き推進
45	情報化を推進する	引き続き推進
46	国際協力、連携等を推進する	引き続き推進
47	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(12)参照。

(2) 以下の9のテーマを対象として政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を平成24年3月30日に「平成23年度政策レビュー結果(評価書)」として公表。

表17-3-ス 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	仕事の進め方の改革-第2回フォローアップ-	引き続き推進
2	美しい国づくり政策大綱	引き続き推進
3	指定等法人に対する国の関与等の透明化・合理化 -指定等法人が行う事務・事業の検証-	引き続き推進
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	引き続き推進
5	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	引き続き推進
6	土砂災害防止法	引き続き推進
7	住宅・建築物の耐震化の促進	引き続き推進
8	港湾の大規模地震対策	引き続き推進
9	市町村の防災判断を支援する気象警報の充実	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(13)参照。

また、以下の8のテーマについては、政策レビュー(総合評価方式)を実施中であり、平成24年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表17-3-セ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	技術研究開発の総合的な推進
2	環境政策の推進
3	国土形成計画(全国計画)
4	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保

5	航空自由化の推進
6	新たな北海道総合開発計画の中間点検
7	緊急地震速報の利用の拡大
8	新たな船舶交通安全政策の推進

- (3) 平成23年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として平成23年5月19日に、8事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その2」として8月12日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その3」として8月26日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として10月27日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-ソ 再評価を実施した個別公共事業（23年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	1	廃止、休止、中止
		補助事業	17	引き続き推進（13件） 廃止、休止、中止（4件）
計			18	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(14)参照。

- (4) 平成24年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、32事業について「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として平成23年9月30日に、「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」において評価手続中となった1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として10月27日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-タ 再評価を実施した個別公共事業（24年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	29 [評価手続中：1]	引き続き推進
2	空港整備事業	補助事業	1	引き続き推進
3	官庁営繕事業		2	引き続き推進（1件） 改善・見直し（1件）
4	ダム事業	直轄事業等	1	廃止、休止、中止
計			33	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(15)参照。

- (5) 平成23年度第3次補正予算に係る評価として、1事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年10月28日に「平成23年度第3次補正予算に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-チ 再評価を実施した個別公共事業（23年度第3次補正予算に係る評価）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業	直轄事業等	1	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(16)参照。

(6) 平成 24 年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、1 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 5」として平成 24 年 1 月 26 日に、4 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 6」として 2 月 13 日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業（24 年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	1	引き続き推進
		補助事業	4	引き続き推進（3 件） 廃止、休止、中止（1 件）
計			5	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 17-4-(17) 参照。

(7) 平成 24 年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、424 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 31 事業を含め、その結果を平成 24 年 1 月 30 日に「個別公共事業の評価書—平成 23 年度—」として公表。

表 17-3-テ 再評価を実施した個別公共事業（24 年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	109	—	引き続き推進
2	砂防事業等	直轄事業	26	—	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	14	—	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	207	—	引き続き推進（203 件） 改善・見直し（3 件） 廃止、休止、中止（1 件）
5	港湾整備事業	直轄事業	59	—	引き続き推進（58 件） 改善・見直し（1 件）
6	都市公園事業		9	—	引き続き推進
7	ダム事業	直轄事業等	—	29	引き続き推進（28 件） 廃止、休止、中止（1 件）
8	官庁営繕事業		—	2	引き続き推進（1 件） 改善・見直し（1 件）
計			424	31	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 17-4-(18) 参照。

2 No. 7～8 は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業（平成 23 年度 9 月及び 10 月に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

(8) 平成 24 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、90 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を平成 23 年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 1 事業を含め、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「個別公共事業の評価書（その 2）—平成 23 年度—」として公表。

表 17-3-ト 再評価を実施した個別公共事業（24 年度予算に向けた事業（補助事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	評価結果の反映状況
1	河川事業	補助事業等	1	—	引き続き推進

2	ダム事業	補助事業	9 [評価手続中: 2]	—	引き続き推進
3	道路・街路事業	補助事業等	33	—	引き続き推進 (32件) 廃止、休止、中止 (1件)
4	土地区画整理事業	補助事業等	1	—	引き続き推進
5	港湾整備事業	補助事業	23 [評価手続中: 3]	—	引き続き推進
6	都市・幹線鉄道整備事業		2 [評価手続中: 1]	—	引き続き推進
7	整備新幹線整備事業		2	—	引き続き推進
8	住宅市街地基盤整備事業		3	—	引き続き推進
9	住宅市街地総合整備事業		15	—	引き続き推進
10	都市公園事業	補助事業等	1	—	引き続き推進
11	空港整備事業	補助事業等	—	1	引き続き推進
計			90 [評価手続中: 6]	1	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(19)参照。

2 No. 11は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です算決定された事業(平成23年度9月に評価結果を公表済)であり、評価実施件数に含めない。

- (9) 平成21年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業1事業を対象として再評価(事業評価方式)を平成23年度内に実施し、その結果を平成24年4月6日に「個別公共事業の評価書(その2)ー平成23年度ー」として公表。

表17-3-ナ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	21年度評価: 1 [評価手続中: 15年度評価2 20年度評価1 21年度評価1]	廃止、休止、中止
2	港湾整備事業	補助事業等	[評価手続中: 20年度評価1]	—
計			1 [評価手続中: 5]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(20)参照。

- (10) 事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した67事業を対象として完了後の事後評価(事業評価方式)を平成23年度内に実施し、その結果を平成24年4月6日に「個別公共事業の評価書(その2)ー平成23年度ー」として公表。

表17-3-ニ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	15
2	ダム事業	直轄事業等	3
3	砂防事業等	直轄事業	2
4	道路・街路事業	直轄事業等	31
5	港湾整備事業	直轄事業	8
6	空港整備事業	直轄事業	1
7	都市・幹線鉄道整備事業		3

8	航路標識整備事業	1
9	官庁営繕事業	3
計		67

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(21)参照。

2 No.1～8は公共事業関係費、No.9はその他施設費に係るものである。

- (11) 研究期間が終了した個別研究開発課題 70 課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 30 日に「個別研究開発課題評価書－平成 23 年度－」として公表。

表 17-3-ヌ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	準天頂衛星による高精度測位補正に関する技術開発
2	多世代利用型超長期住宅及び宅地の形成・管理技術の開発
3	社会資本のライフサイクルをとおした環境評価技術の開発
4	パンデミック発生に伴う流域水質管理に関する研究
5	災害気象・水象のリアルタイム予測技術開発と仮想風速計、仮想雨量計および仮想波高計の構築
6	再生藻場における生物多様性モニタリング技術の開発
7	DEMを用いた地震時斜面崩壊危険度および崩壊規模推定手法の開発
8	応急的防災・減災のための局地豪雨24時間予測手法の開発
9	地球温暖化による環境変動へのアダプテーションに向けた流域圏生態系健全性の評価・管理技術開発 ～沖縄本島の複数流域を対象として～
10	都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究
11	地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発
12	次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発
13	低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発
14	下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発
15	土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献
16	既存木造学校施設の耐震補強方法の開発
17	建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発
18	土砂災害の2次被害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発
19	高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究
20	地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化
21	三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発
22	建設ICTにおけるImage Based Communications Tool (情報共有プラットフォーム)の研究開発
23	構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発
24	構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究
25	光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変状監視システムの開発
26	メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発
27	準天頂衛星による高精度測位補正に関する技術開発
28	先端ICTを活用した安全・安心な交通システムの開発
29	コプロダクションを活用した次世代型最適省エネルギーシステムに関する技術開発
30	太陽エネルギーを最大限に利用するパッシブソーラーとタンデム型太陽電池のハイブリッドシステムの開発
31	中小規模の建築・住宅向けの効率的なエネルギー管理・省エネ支援システムに関する技術開発
32	環境に貢献する膜構造の技術開発
33	食品店舗等における高効率機器・換気設備の統合制御システムに関する技術開発
34	行動・環境モニタリングによるワークプレイスの省エネルギーと知的活動の活性化技術開発
35	学習機能に基づく省エネ性と快適性の最適化制御技術の開発
36	クール建材による住宅市街地のヒートアイランド緩和に関する技術開発
37	輻射空調システムの高性能化・簡易施工化に関する技術開発
38	意匠・構造・環境の性能向上を同時に図る「統合ファサードシステム」による既存ストックの再生技術の開発

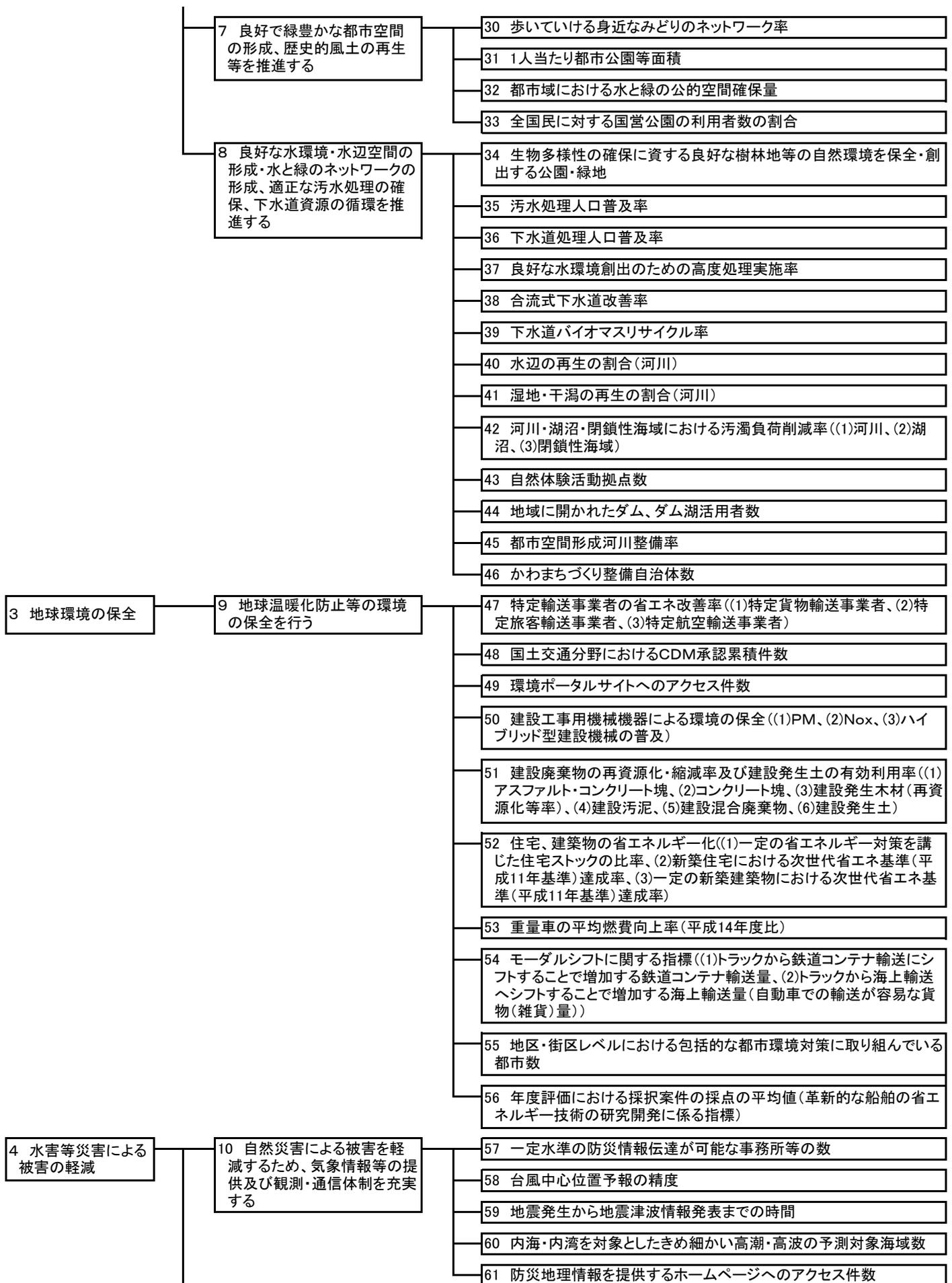
39	超高耐久オールステンレス共用部配管システムに関する技術開発
40	建設発生木材のマテリアル利用拡大に繋げるパーティクルボードの利用・設計手法の開発
41	トイレ・水回りの改善等による既存ストックにおける環境負荷低減技術の開発
42	建築部材・部品等に係る品質・履歴情報を活用した保守・維持の管理システムの開発
43	建築物解体工事に伴う建設廃棄物量、解体工事費、再資源化、適正処理費用および二酸化炭素排出量の概算システムに関する技術開発
44	S I 建築（住宅）に資する床スラブ工法に関する技術開発
45	制震デバイスを用いた木造簡易制振壁に関する技術開発
46	戸建住宅の防犯性能評価シミュレーションに関する技術開発
47	長周期地震動を受ける既存RC造超高層建築物の構造部材性能評価・向上技術の開発
48	ハウスダストによる健康負荷削減住宅に関する技術開発
49	高性能材料を利用したPCaPC造大型集合住宅の資産価値向上に関する技術開発
50	すべり・つまずき転倒防止床材に関する技術開発
51	アスベスト封じ込め無人化塗布装置に関する技術開発
52	事故時の乗客・乗務員の挙動シミュレーションシステムの開発
53	入換専用機関車に適用可能な大容量蓄電池システムの構築
54	運用計画の最適化を図る仕組みの構築
55	交角が小さい踏切用の接続ブロック等の開発
56	インバータ電車における高速域での回生ブレーキ有効領域拡大に関する技術開発
57	省エネ・低騒音空調装置の開発
58	高精度の列車制御を可能とする広帯域無線測距通信装置の基礎技術開発
59	走行式レール断面計測装置の開発
60	国土保全のための総合的な土砂管理手法に関する研究
61	日本近海における海洋環境の保全に関する研究
62	業務用建築の省エネルギー性能に係る総合的評価手法及び設計法に関する研究
63	科学的分析に基づく生活道路の交通安全対策に関する研究
64	人口減少期における都市・地域の将来像アセスメントの研究
65	地域特性に応じた住宅施策の効果計測手法の開発
66	ITを活用した動線データの取得と電子的動線データの活用に関する研究
67	沿岸域における包括的環境計画・管理システムに関する研究
68	港湾の広域連携化による海上物流への影響把握と効果拡大方策に関する研究
69	GPS統合解析技術の高度化
70	マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究

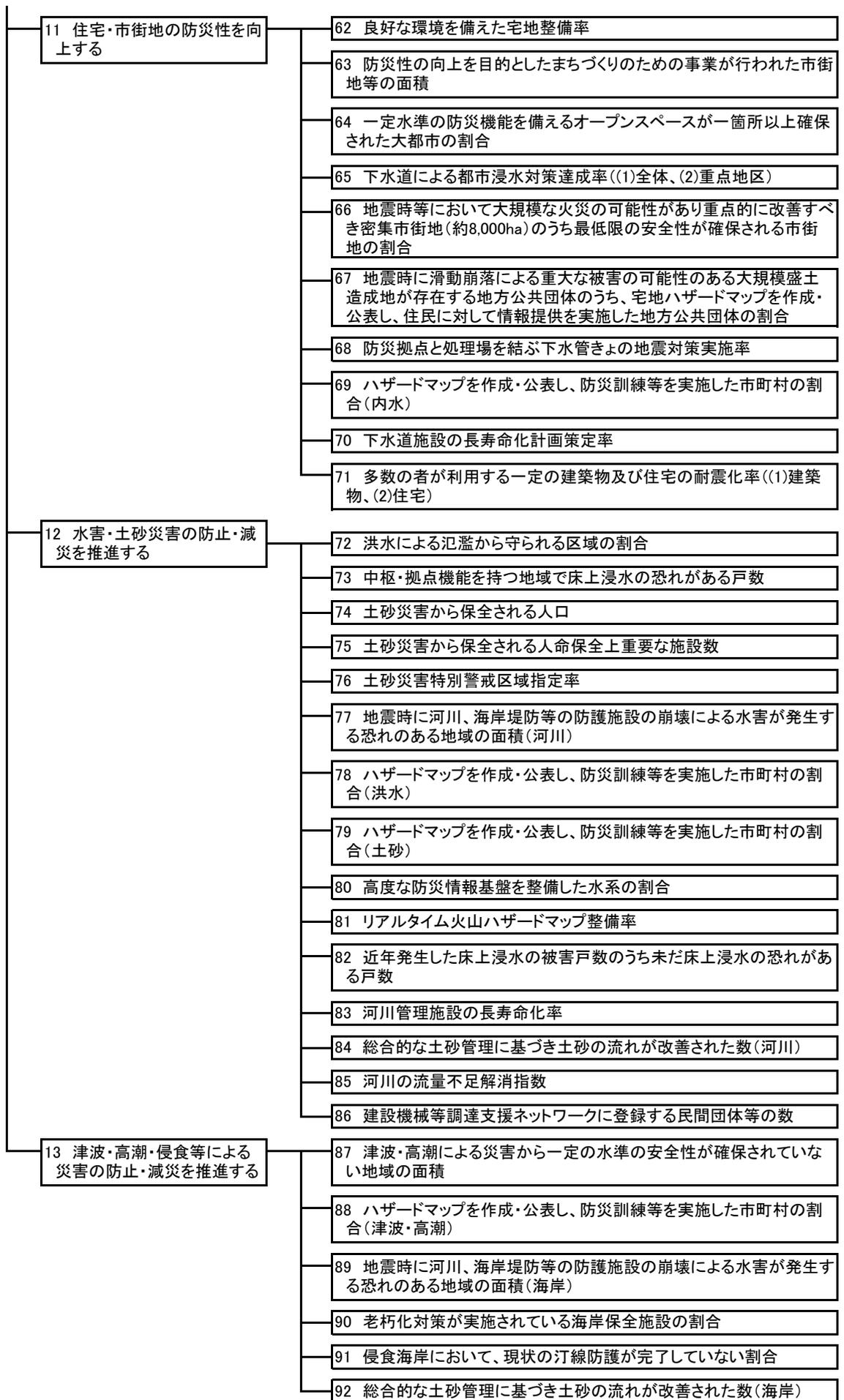
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(22)参照。

政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの
業績指標

政策目標	施策目標	業績指標		
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未達率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率((1)全国、(2)大都市圏)		
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	3 住宅の利活用期間((1)減失住宅の平均築後年数、(2)住宅の減失率) 4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 5 既存住宅の流通シェア 6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 7 新築住宅における住宅性能表示の実施率		
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	8 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積 9 公共施設等のバリアフリー化率((1)特定道路におけるバリアフリー化率、(2)段差解消をした旅客施設の割合、(3)視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、(4)不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率) 10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数((1)低床バス車両、(2)ノンステップバス車両、(3)福祉タクシー) 11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合((1)鉄軌道車両、(2)旅客船、(3)航空機) 12 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数 13 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((1)園路及び広場、(2)駐車場、(3)便所) 14 バリアフリー化された路外駐車場の割合 15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率((1)一定のバリアフリー化、(2)高度のバリアフリー化) 16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合		
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	18 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 19 水辺の再生の割合(海岸) 20 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数 21 湿地・干潟の再生の割合(港湾) 22 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 23 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	
			5 快適な道路環境を創造する	24 市街地の幹線道路の無電柱化率 25 クリーンエネルギー自動車の普及台数
				6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する

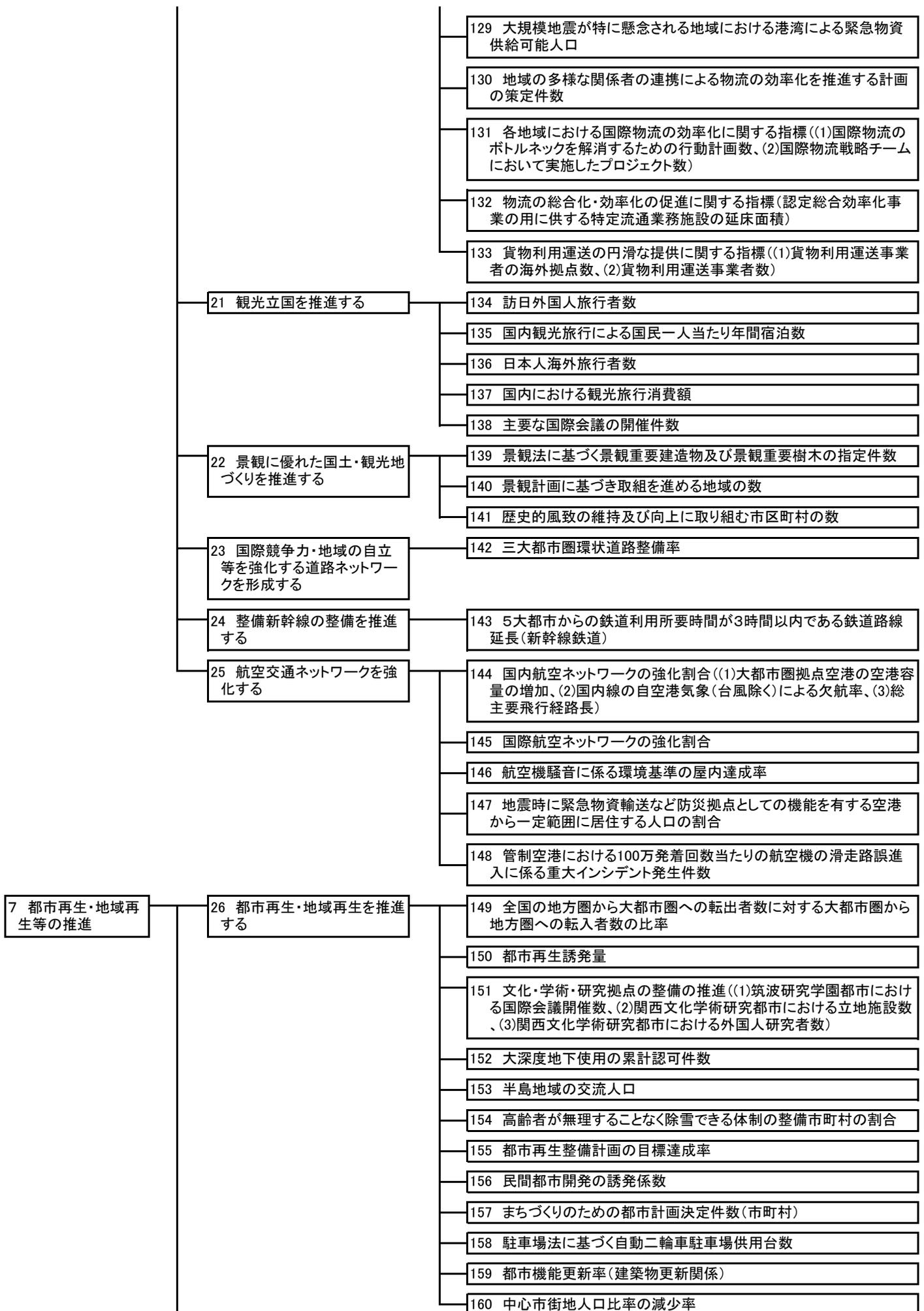


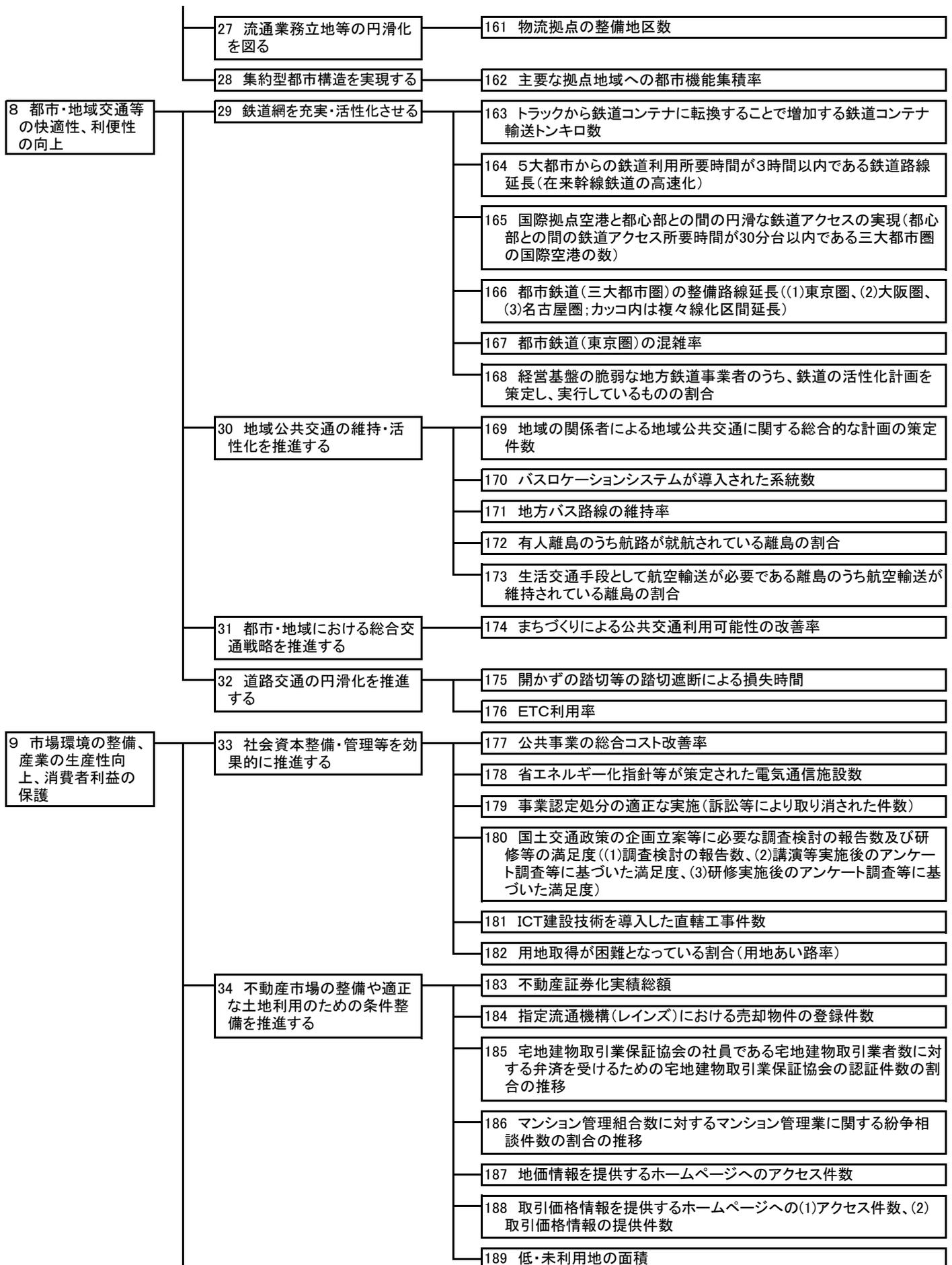




○ 活力

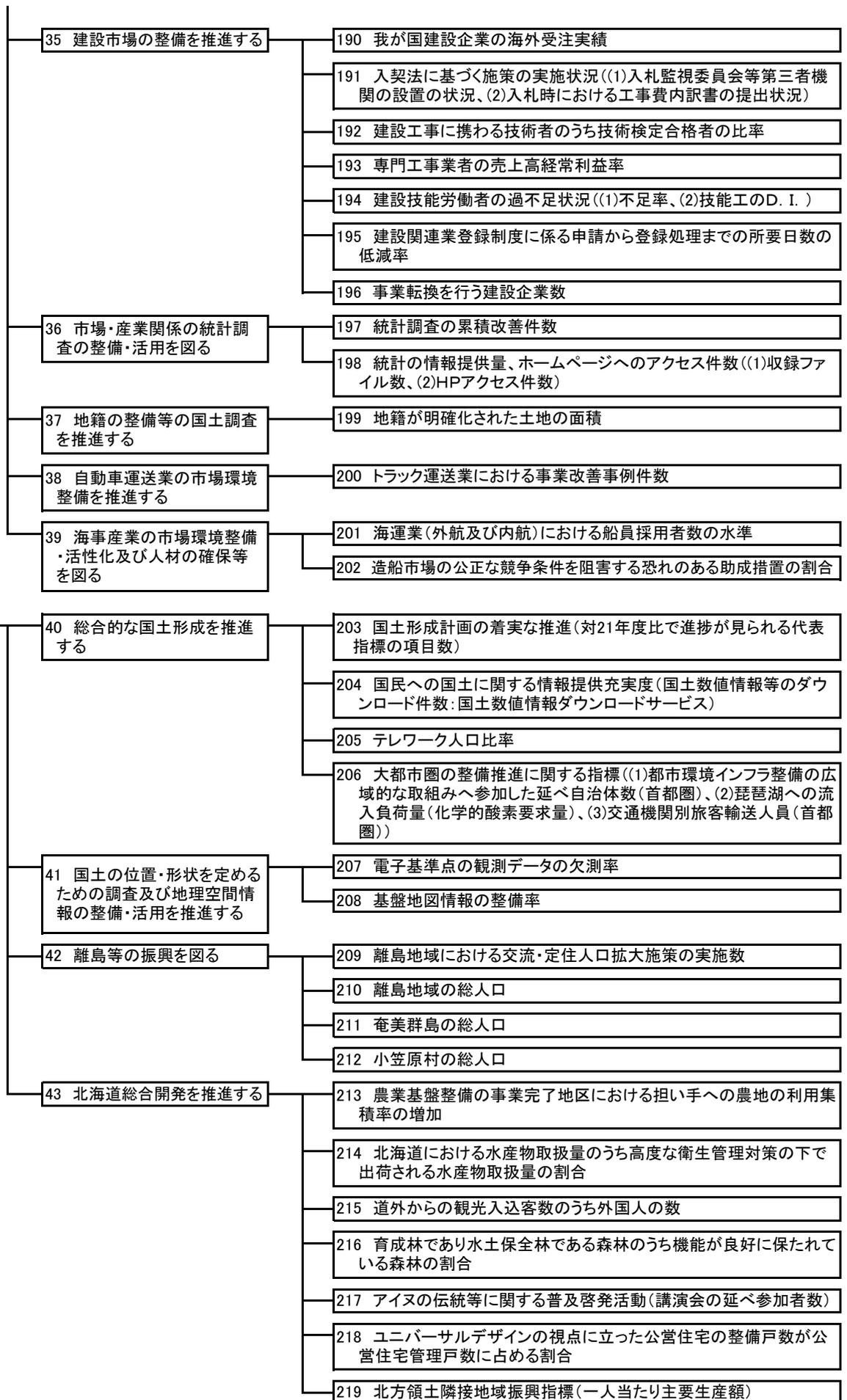
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

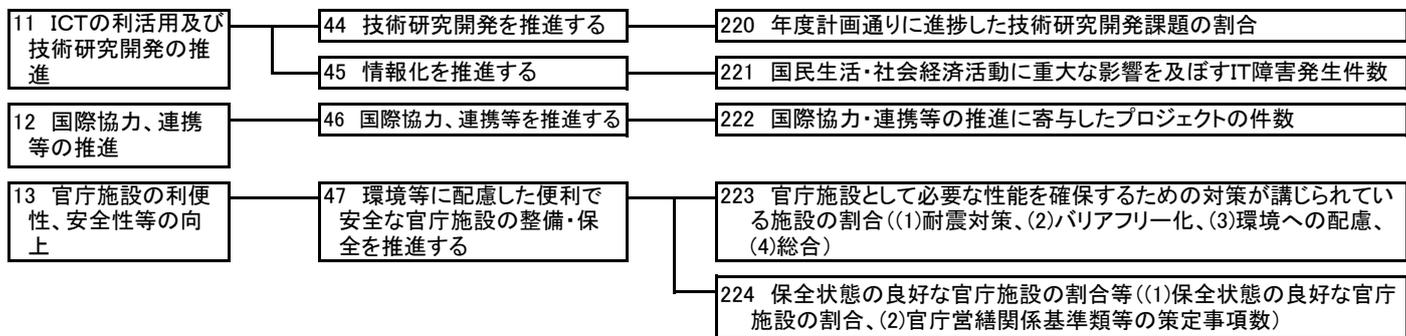




○ 横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備





(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000140539.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 18-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成23年度環境省政策評価実施計画（平成23年4月1日策定） 平成23年5月17日一部変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：40目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 18-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式：3件 (新設規制) 〔表 18-3-ア〕 ≪5件≫ 〔表 18-3-イ〕	規制の新設は有効	3	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	3 ≪5≫	
	事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表 18-3-ウ〕	平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望として妥当	5	平成24年度税制改正（租税特別措置）要望を行うこととした	5	
	事業評価方式：3件 (個別公共事業) 〈平成 22 年度新規採択：1件〉 〔表 18-3-エ〕 〈平成 23 年度新規採択：2件〉 〔表 18-3-オ〕	事業の実施は有効	3	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	3	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：40件 〔表 18-3-カ〕	施策の改善・見直し	40	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	40
					概算要求に反映	32
					機構・定員要求に反映	5
					定員要求に反映	5
					政策の一部の廃止、休止又は中止	8
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) ≪ ≫は、平成 22 年度に評価結果が公表され、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 18-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月5日及び11月25日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 18-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
1	法対象事業に風力発電事業を追加
2	法的関与要件に交付金事業を追加
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
3	有害物質貯蔵指定施設についての規定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(1)参照。

- (2) 以下の5政策は、その結果を平成22年度に事前評価書として公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果を政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして掲載。

表 18-3-イ 規制を対象として平成22年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
1	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設
2	有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設
3	有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設
4	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
5	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加(指定物質の規定)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日及び10月27日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 18-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	P C B汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長
2	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)
3	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)
5	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(3)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成22年度に新規採択を要求している公共事業1事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成23年6月27日に「平成22年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（PCB廃棄物処理施設整備事業）」として公表。

表 18-3-エ 個別公共事業を対象として事前評価した政策（平成22年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	PCB廃棄物処理施設整備事業（1事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表18-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成23年度に新規採択を要求している公共事業2事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成23年4月15日及び10月6日に「平成23年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）」及び「平成23年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）」として公表。

表 18-3-オ 個別公共事業を対象として事前評価した政策（平成23年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（1事業）
2	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（1事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表18-4-(5)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、平成22年度に行った以下の40目標を対象として事後評価を実施し、平成23年10月14日に「平成22年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 18-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

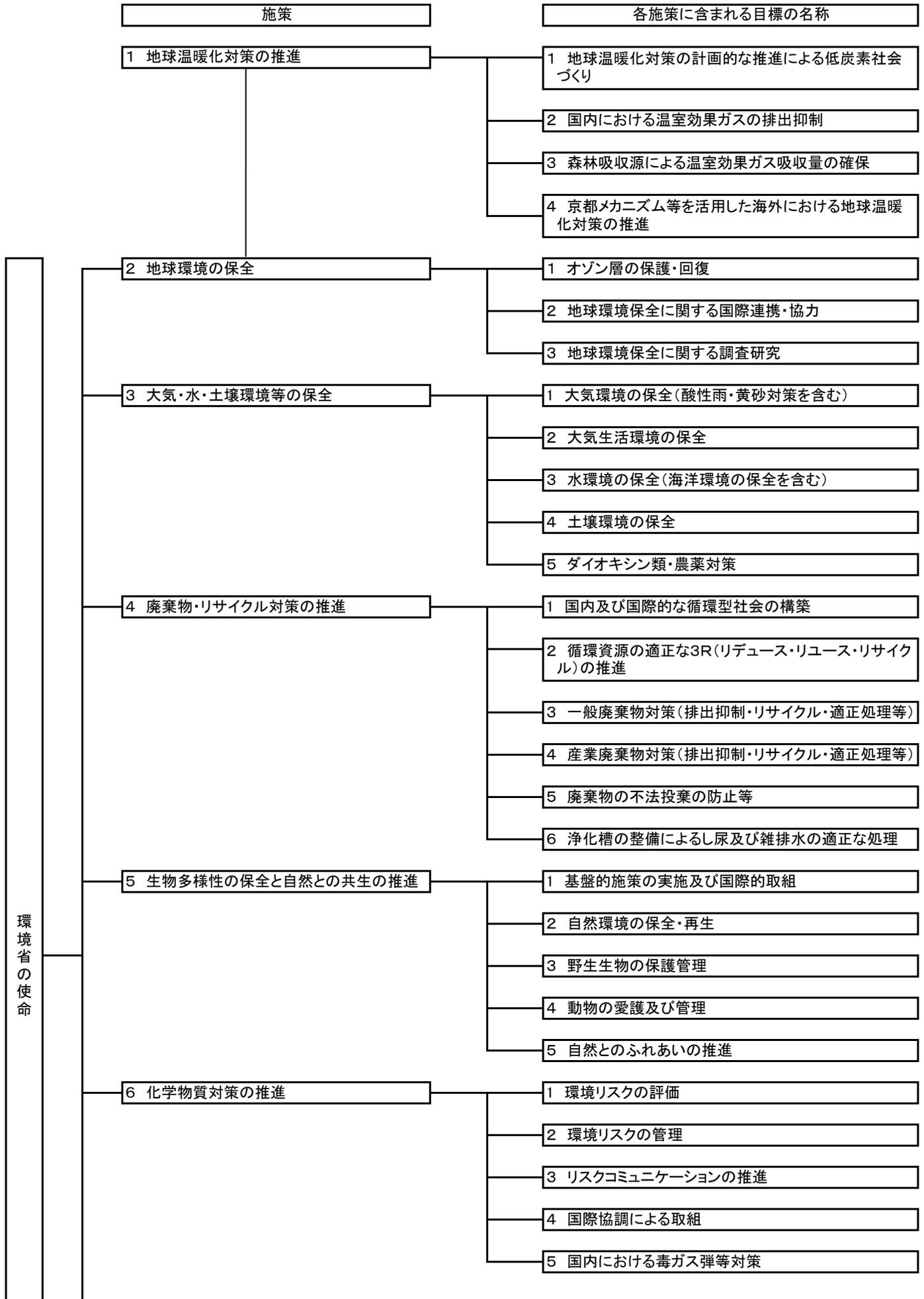
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
重点的評価対象施策		
1 地球温暖化対策の推進		
1	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	改善・見直し
2	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	改善・見直し
3	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	改善・見直し
4	目標1-4 京都メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進	改善・見直し
3 大気・水・土壌環境等の保全		
5	目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	改善・見直し
6	目標3-2 大気生活環境の保全	改善・見直し
7	目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	改善・見直し
8	目標3-4 土壌環境の保全	改善・見直し
9	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	

10	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	改善・見直し
11	目標 5-2 自然環境の保全・再生	改善・見直し
12	目標 5-3 野生生物の保護管理	改善・見直し
13	目標 5-4 動物の愛護及び管理	改善・見直し
14	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	改善・見直し
8 環境・経済・社会の統合的向上		
15	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	改善・見直し
16	目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進	改善・見直し
17	目標 8-3 環境パートナーシップの形成	改善・見直し
18	目標 8-4 環境教育・環境学習の推進	改善・見直し
9 環境政策の基盤整備		
19	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	改善・見直し
20	目標 9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	改善・見直し
21	目標 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発	改善・見直し
22	目標 9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実	改善・見直し
その他の政策		
2 地球環境の保全		
23	目標 2-1 オゾン層の保護・回復	改善・見直し
24	目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	改善・見直し
25	目標 2-3 地球環境保全に関する調査研究	改善・見直し
4 廃棄物・リサイクル対策の推進		
26	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	改善・見直し
27	目標 4-2 循環資源の適正な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	改善・見直し
28	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	改善・見直し
29	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	改善・見直し
30	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	改善・見直し
31	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	改善・見直し
6 化学物質対策の推進		
32	目標 6-1 環境リスクの評価	改善・見直し
33	目標 6-2 環境リスクの管理	改善・見直し
34	目標 6-3 リスクコミュニケーションの推進	改善・見直し
35	目標 6-4 国際協調による取組	改善・見直し
36	目標 6-5 国内における毒ガス弾等対策	改善・見直し
7 環境保健対策の推進		
37	目標 7-1 公害健康被害対策（補償・予防）	改善・見直し
38	目標 7-2 水俣病対策	改善・見直し
39	目標 7-3 石綿健康被害救済対策	改善・見直し
40	目標 7-4 環境保健に関する調査研究	改善・見直し

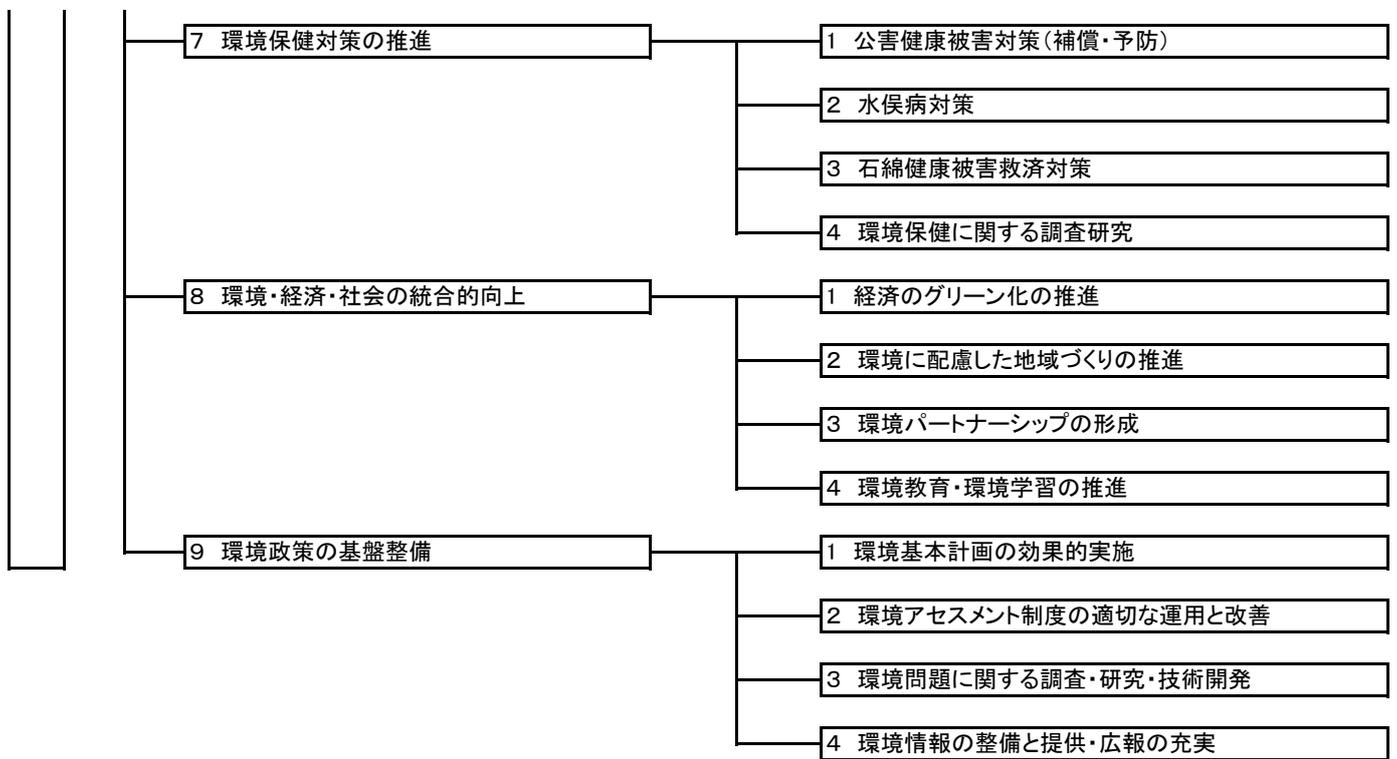
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 18-4-(6) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h24/seisaku-taiou.pdf>)参照

防衛省

《防衛省》

表 19-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間 ○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 ○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究） イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合 ○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。 ○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。 ○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から政策所管課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 23 年 8 月 10 日策定） 平成 23 年 9 月 30 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間段階の事業評価： 8 項目 ○ 事後の事業評価： 7 項目 ○ 実績評価： 2 項目 ○ 総合評価： 2 項目 （総合評価については、平成 24 年 8 月までに評価を終える。）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 19-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規事業）：2件 〔表19-3-ア〕	事業を実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	2	
				概算要求に反映	2	
	事業評価方式（新規研究開発）：11件 〔表19-3-イ〕	事業を実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	11	
				概算要求に反映	11	
				機構・定員要求に反映	6	
				定員要求に反映	6	
	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表19-3-ウ〕	事業を実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：2件 〔表19-3-エ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	2
					【引き続き推進】	
					概算要求に反映	2
	事業評価方式（中間段階）：8件 〔表19-3-オ〕	今後も引き続き実施することが妥当	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	3	
					【引き続き推進】	
			概算要求に反映	3		
		これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	5	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）	5	
	【改善・見直し】					
			機構・定員要求に反映	5		
			定員要求に反映	5		
	事業評価方式（事後）：7件 〔表19-3-カ〕	研究開発課題は達成された	7	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	7	
	{総合評価方式：2件} 〔表19-3-キ〕	—	—	—	—	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） { } は、評価実施中のもの（外数）である。

表 19-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 2 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 19-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[2-2-(1) 装備品等の整備]
1	88式地对艦誘導弾システム（改）
2	次期戦闘機の取得

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(1) 参照。

2 評価対象政策名の上の [] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 19-3-イ 研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[2-2-(3) 研究開発の推進]
1	火力戦闘車の開発
2	潜水艦用新魚雷の開発
3	F-2の支援戦闘能力向上のための開発
4	将来ミサイル警戒技術に関する研究
5	戦闘機用統合火器管制技術の研究
6	直巻マルチセグメント・ロケットモータの研究
7	対空誘導弾高速化光波ドーム技術の研究
8	CBRN脅威評価システム技術の研究
9	遠隔操縦式小型偵察システムの研究
10	高射機関砲システム構成要素の研究
11	可変深度ソーナーシステムの研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(2) 参照。

2 評価対象政策名の上の [] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(3) 参照。

2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日及び 24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表 19-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[2-2-(2) 装備品等の維持]	
1	補給システムの基盤部分の整備（成果重視事業）	引き続き推進
	[2-2-(8) 自衛隊施設の効率的な維持及び整備]	
2	施設整備におけるコスト削減の推進	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(4) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 8 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（中間段階の事業評価）」として公表。

表 19-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（中間段階）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(7) 大規模災害、特殊災害等への対応]	
1	災害時等における関係機関との通信確保に係る連携の強化	改善・見直し
	[1-2-(2) 二国間・多国間防衛協力・交流、共同訓練・演習]	
2	アジア太平洋地域における多国間防衛協力の促進	改善・見直し
	[2-1-(2) 人材の確保・人事施策の見直しを含む人事制度改革]	
3	予備自衛官等制度における信頼性の向上（大規模・特殊災害等に対応するための基盤強化及び予備自衛官室の新設）	改善・見直し
	[2-1-(3) 衛生機能の強化]	
4	メンタルヘルスケア対策の強化	改善・見直し
	[2-2-(1) 装備品等の整備]	
5	哨戒ヘリコプター SH-60K	引き続き推進
6	戦闘機（F-15）近代化改修	引き続き推進
	[2-2-(2) 装備品等の維持]	
7	海外納入における燃料調達の見直し	引き続き推進
	[2-2-(3) 研究開発の推進]	
8	技術情報の収集・分析体制の強化	改善・見直し

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(5) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 7 項目について評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表 19-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
	〔2-2-(3) 研究開発の推進〕
1	新艦対艦誘導弾用複合シーカの研究
2	将来光波センサシステム構成要素技術の研究
3	スマートRFセンサの研究
4	スマート・スキン機体構造の研究
5	高運動ステルス機技術のシステム・インテグレーションの研究
6	早期警戒滞空型レーダ技術の研究
7	次世代潜水艦AIPシステムの研究

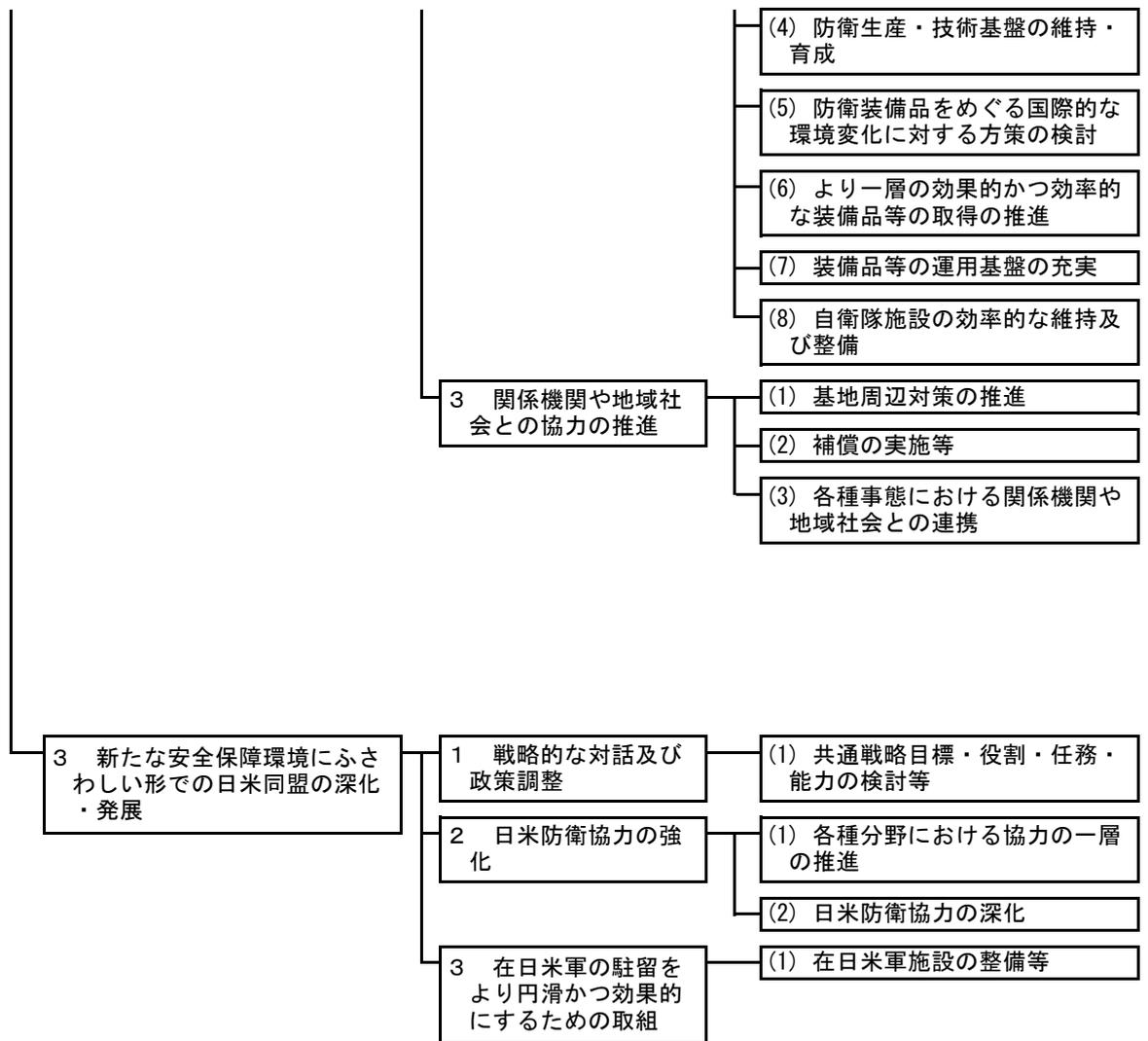
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(6) 参照。
 2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(4) 総合評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 項目について評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

表 19-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策
	〔1-1-(7) 大規模災害、特殊災害等への対応、1-4-(1) 統合の強化、3-2-(1) 各種分野における協力の一層の推進〕
1	東日本大震災への対応
	〔1-2-(2) 二国間・多国間防衛協力・交流、共同訓練・演習、1-2-(3) 人道支援・災害救援・能力構築支援等の非伝統的安全保障分野における協力、1-3-(1) 国際平和協力活動への積極的な取組、1-3-(4) 軍備管理・軍縮分野への協力〕
2	国際社会における多層的な安全保障協力の推進

(注) 評価対象政策名の上の〔〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。



(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2012/taiou.pdf>)参照

